

令和3年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月8日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時50分

議長（森本信明君） おはようございます。これから、本日3月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材を、それぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（森本信明君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、7人の議員から一般質問の通告が出されています。本日は、通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに **7番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 脱炭素社会実現への取り組みについて**です。

質問席から願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） おはようございます。7番、今井 清です。通告に従いまして質問をいたします。

脱炭素社会実現への取組について伺います。

菅総理は、臨時国会の所信表明で、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすると表明をいたしました。今、私たちの身近なところで地球温暖化の影響が目に見えて進んでいます。

昨年発生し、大きな被害が出た台風19号も温暖化の影響が大きいと聞いています。日本を囲む海の海水温が上昇し、日本近海の平均海水温が、100年間で1.1、2度上昇し、世界平均の2倍となっているとのこと。そのため空気中に含む水蒸気量が増加し、大気が異常な水蒸気量を含むようになり、とんでもない量の雨が降るようになってしまったと考えられています。

今まで経験したことがないような大雨が降るのは、温暖化による気象変動が引き起こしていると言われていています。台風19号の千曲川の氾濫では、平均気温が約1度低かった1980年と比べて、降水量が約11%増えていたと気象庁が発表いたしました。温暖化の影響で気温や海水温が上昇し、雨の量が増えたため大きな被害になったと考えら

れています。このことから、温室効果ガス、CO₂やメタンなどを発生させない政策により、気温や海水温の上昇をとめなければなりません。

私たちの身近でも、桜の開花時期が年々早くなっているのは、皆さんも感じているのではないのでしょうか。また、夏の暑さが異常になってきて、今では当たり前熱中症対策が必要と言われていますが、私が子供のころ、今から50年ほど前は、こんなに暑くなかったと記憶しています。それは数字でも表れていて、立科町の年間平均気温は、今まで10度で推移していましたが、去年は観測史上最高を記録して、11.3度との新聞報道がございました。1度以上気温が上昇して、1年を通して記録的な高温となってきています。雪の量も随分減っていて、将来、スキー場運営に支障が出ないのかと感じています。国が推進する脱炭素社会の実現に向けての取組について、町長の所見を伺います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和2年10月26日、議員もおっしゃいましたが、第203回国会の菅内閣総理大臣所信表明演説の中で、菅総理は、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言しますと述べられました。そして、温暖化への対応は、経済成長の制約ではなく、温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要、新しい技術の実用化を見据えた研究開発の加速度的促進、グリーン投資のさらなる普及、脱炭素社会の実現に向けた国と地方で検討を行う新たな場の創設など、総力を挙げて取り組むとしました。

そして、令和2年12月25日に、第1回国地方脱炭素実現会議が開催され、今後、地域脱炭素ロードマップの具現化と、その実現方策について検討を行うこととされました。これは、国としてしっかりと取り組んでいく、また地方自治体と一緒に取り組んでいくことを示しております。国として、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことで、新しい動きが始まっており、大変うれしく思います。

私も令和2年6月3日、この議場の場において、立科町気候非常事態宣言をいたしました。その中で、「2050年までにCO₂排出量実質ゼロ、ゼロカーボンを目指します」とあります。既に、立科町として取り組んでいることを、さらに実現させてまいります。これからの地域脱炭素ロードマップや実現の方策も示されますので、今後、事業を進めやすくなるのではないかと私は考えております。

以上であります。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 昨年、立科町も非常事態宣言を発表したと、とてもよかったなど、うれしいことだと思っています。そっちの方向を向いているなど、脱炭素社会を目指す必要性については、今の答弁でも十分認識されていると思います。

それでは、具体的な取組について、私は立科町では何ができるのかと考えたときに、私たちの身近には森林資源が豊富にあると思います。私がまだ小学生だった頃、今から50年以上も前になりますけれども、ご飯を炊くのも風呂を沸かすのも、まきでした。近くの山から薪を拾ってきたことを思い出しました。どこの家庭でもそれが当たり前だったと思います。しかし、プロパンガスが普及し、灯油を多く使うようになった頃から、まきを使うことがなくなりました。そのため、里山にも手が入らない、本当に荒れた里山となってしまいました。里山が荒れてしまったために人と動物との縄張りが変わってしまい、熊の被害の発生や、今では鹿が里近くまで現れ、農作物を食べ荒らす獣害が発生しています。

石油や石炭の化石燃料を使った生活が当たり前になり、生活が便利になるのに伴って、暖房費や燃料費として私たちが稼いだお金が海外に流出していくのが当たり前となってしまいました。日本が化石燃料の輸入に支払ったお金は、2018年に年間、何と19兆円を超えるそうです。その金額は、何と所得税総額に匹敵するほどの金額になっているそうです。

立科町全体でも化石燃料に支払っているお金はどのくらいなのかと試算してみますと、1世帯年間5万円支払ったと仮定し、約2,800世帯で計算すると、何と1億4,000万円にもなります。車の燃料代や灯油代は、合計すると1世帯年間10万円を超えるだろうと推測して、年間10万円と計算すると、何と2億8,000万円でございます。計算してみたら、すごい金額で、私自身も驚いています。私は、この現状を今まであまりにも気にしてこなかったことに、すごく反省しています。このお金が、もし立科町に還元されたらと考えると、私たちの生活はもっとゆとりのあるものになるのではないのでしょうか。それは、町の自主財源が増えることにもつながるのではないのでしょうか。せっかく稼いだ多額のお金を外に出さない仕組みをつくる必要があると考えますが、このことについて、町長の考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

ただ単純にCO₂の排出を減らすだけではなく、再生可能エネルギーなどの地域資源を持続可能な形で最大限活用して、経済や社会活動を向上させることも必要と私は考えております。

立科町で活用されている再生可能エネルギーは、主なものとして、役場庁舎にも設置をされている太陽光発電、家庭で使われる太陽熱利用、間伐材など議員おっしゃるまきとして利用、陣内にある小水力発電がございます。こういった再生可能エネル

ギーの利活用を推進し、エネルギーを地産地消することで、今までエネルギーを購入していたお金が町外に出ていくことが減ると考えられますけれども、今すぐエネルギーを全て再生可能エネルギーに変えるということはできませんので、町民皆様の今後、ご理解とご協力をいただく中で、できるところから進めてまいりたいというふうに私は考えております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今の答弁で、できるところから進めていきたい、私も同感でございまして、できることから一つでも二つでも、たくさんできればいいんですが、幾つかの方策を使って、化石燃料を使わない生活をつくっていかなくちゃいけないと思います。

さて、私が議員となって初めての一般質問で取り上げましたのは、エネルギーの地産地消について取り上げました。まきストーブの推進と町有林間伐材の有効活用について質問をいたしました。

まきストーブにつきましては、上限10万円の補助金が活用されまして、徐々に導入世帯が増え、また不要間伐材の無償提供について提案したところ、町が早速対応していただき、ある程度の利用があったのではないかと感じています。先ごろも広報の中でも出ていましたが、とてもうれしく思っています。

それにつきまして、過去5年間の実績について、どうであったか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

立科町では、森林整備の促進による残材の有効利用と木材を燃料とした機器の利用の促進のため、平成26年4月に森のエネルギー推進事業補助金を創設し、事業推進を行っているところです。

利用状況としましては、平成26年度では6件の申請があり、44万8,000円を交付しました。平成27年度から令和元年度までの5年間では28件の申請があり、225万6,000円を交付したところです。また、町有林内で、まきストーブ用のまき材を調達する場合、申請が必要となりますが、要綱創設以来、毎年、10名程度の方に利用されております。

建設環境課では、3月号の広報に掲載しました牛鹿川の河畔林整備事業で発生した伐採木を3月10日より無償提供することです。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のご回答で、毎年、10件以上の利用があった、それから、特に先日も広報に載った廃材の、載ったところへ私が問い合わせたら、もう既に何件もそういう問い合わせがある。これ実際、まきストーブの導入が進むと、本当にたくさんのまきを使うことになるんですね。それで、一番は、立科町の町有林がたくさん持っていて

ますから、その財を活用するべきじゃないかと思っています。

私は、現在、まきストーブを導入しています。導入してよかった点は、石油ストーブと違って結露というものが出ないことがございます。石油ストーブですと、窓の下に結露して、水がたまってしまいましてカビが発生しましたが、それが一切なくなりました。

また、設置して分かりましたが、思ったより広い面積が温まります。建物の1階部分、普段の生活空間は、まきストーブ1台でほとんど賄うことができ、部屋全体がほんわか温まります。温められた空気は自然と上に上がりますので、2階もゆっくり温かくなります。また、やかんや鍋を乗せることができますので、煮物には大変便利だと実感しています。お湯を沸かして蒸気が出ますので、加湿器の代わりにもなります。鍋を乗せておくだけで自然に煮えてしまうのは、とてもお得だと感じています。

そのおかげで、今年の冬は、今のところ私は灯油を購入していません。まきが無償で手に入れば、こんなに自然に優しく経済的なものはないと実感しています。これは家庭で実践できるエネルギーの自給自足の一つであると考えます。私は、まきストーブの有効性を十分感じています。しかし、導入に当たりましては、設置場所に防火対策が必要であったり、まきストーブ本体や煙突が高額であったりするものもあり、それが普及の妨げになると感じています。もっと広く町民皆さんに活用していただくためには、まきストーブの補助金の補助率、現在は4分の1ですけど、これを上げるべきだと感じています。ちなみに、小諸市では補助率2分の1としています。まきストーブ導入で里山の手入れが進むと同時に、年間4万円から5万円の灯油代がかからなくなるわけですから、補助率を上げて、まきストーブの普及推進を積極的に行う考えはございませんか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、町の補助事業ですが、先ほど議員のおっしゃられたとおり、まきストーブ本体の購入に要する経費の4分の1以内で上限10万円、また、同一住宅について1回限りとなります。

佐久地域の市町村の状況を確認しますと、議員のおっしゃられた小諸市では、まきストーブの購入に対して、平成25年から補助金を行っていましたが、平成30年度に申請者の減少などにより廃止になったと聞いております。

また、他市町村では、ペレットストーブの購入に対して、佐久市、軽井沢町が補助事業の推進を行っています。東信地域では、まきストーブの購入に対しての補助を行っているのは上田市のみであり、補助率は2分の1以内で上限5万円という状況であります。

町では、資源の有効活用としまして、町有林内のカラマツの搬出間伐後の残材を、使用許可により無償にて提供していることから、補助率については現状どおりとし、

今のところ考えておりません。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のご回答で、小諸市では廃止されていたと、それ承知していなくて大変失礼しました。訂正いたします。これは、私が申し上げているのは、現在の立科町が宣言している脱炭素社会に向けた取組で、最も有効かつ利用がいいんじゃないかと思って提案しています。これについては、行政としては、もうちょっと考えなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

結構、県道沿いの町有林を見ますと、なかなか、木がそのまま倒れたままという状態が多いんですよね。廃材は、これから本当に景観からも、みっともない状況が続いているわけです。その辺については、それを何とか町の観光景観上からも、まずいと私は考えていますので、今後、その辺については、やっぱりまきストーブを導入すると、それが利用者に続いて整備させてもらえば、本当に手入れが進むと私は考えているんですが、もうちょっと前向きな考えはないんでしょうか、もう一度担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

町有林内の支障木等々が倒れているということでもあります。それにつきまして、まきストーブの設置者の方が町有林内の立木の申請許可によりますので、申請をしていただければ、許可をして、そのまきのまき用として木材が利用していただくことに、今後、期待をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） そのところを、もうちょっと、町の担当として全町民の皆さんに積極的にPRをしていただいて、手が入るような仕組みをつくっていただかないとまずいと思います。その辺について、もう一度担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

そちらにつきましては、もう少し私どもも精査しまして、そうした仕組みができるよう検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） そもそもまきは、木を伐採して作られます。木は成長するまでに、空気中のCO₂を吸収して育ちます。吸収したCO₂は、燃やしたときに再び空気中に排出されますが、もともと空気中にあったものですので、結果的にCO₂の量に変わることはございません。これがカーボンニュートラル、炭素の排出量をゼロにする仕組

みです。

しかし、化石燃料を燃やした場合には、CO₂が発生するだけなので、空気中のCO₂量は増えることにより、温暖化につながってしまいます。

昔は、まきを燃料として使った生活でしたので、みんながごく当たり前にカーボンニュートラルを実践していました。以前のような生活だったら急激な温暖化も起こらなかったと考えられます。木は伐採して、まきとして活用することにより、熱エネルギーとなりますが、切り倒したままそこで朽ちてしまえば、何ものなりません。脱炭素には、身近な山の木をもう一度活用することがぜひ必要ではないでしょうか。そう思いませんか、町長に伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

冒頭、私申し上げましたけれども、令和2年6月の定例会の挨拶の中で、この2050年、CO₂排出量実質ゼロの宣言をいたしました。議員のおっしゃられるとおり、脱炭素化に向けた一つの取組として、この里山を活用するということは、私自身も必要なことであるというふうに認識しております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） ぜひ里山を活用していただきたいと思います。

そこで、私は、まきを燃料としたボイラーがあるんですが、その導入を提案したいと思います。町有林の間伐事業が進められていますが、除伐や間伐する際には、利用されない多くの材木が発生していると思います。どのくらいの廃材の量があるのか、活用されていないものがあるのか、その現状について担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

除伐、間伐における廃材料につきましては、今までの町有林のカラマツの搬出間伐における搬出量から算出しますと、用材として搬出される割合は、約65%となりますので、廃材料としましては、約35%になります。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のご回答で35%、3分の1強、そんなようなものが廃材として活用されないで残ってしまうと、その辺については、ぜひ活用すべきじゃないかと思うんですが、その辺については、担当課長、今どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それではお答えします。

この35%につきましては、今まで議員のおっしゃられましたまき、このまきにつきましては、町有林内、からまつが割合を占めているところでございます。

まきストーブの特殊なストーブということもありますが、こういったものに活用していただければありがたいと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 活用していれば、ありがたいじゃなくて、活用していかないといけないと思うんですが、その辺の現状は、活用していらっしゃるのかどうかお聞きしたいんですが、もう一度お願いします。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、町内の方が、まき用として申請をしていただいておりますのでございます。こちらにつきまして、カラマツ材をまきとして扱っておりますので、今後こちらの町有林内の残材と言われますものにつきましては、PRをしながら活用していただきたいと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） ぜひ、その場で廃材として朽ち果てることなく全て活用できるような方向を進めていただきたいと思えます。

以前、私は松枯れ材を利用しましたまきストーブで足湯をしていた事業所の視察に伺いました。

松枯れ廃材を燃やして水を温めまして、循環してちょうどよい湯加減の足湯でした。こんな小型のまきボイラーを使って、権現の湯や白樺高原の蓼科牧場に設置すれば、足湯効果で誘客宣伝に結びつくのではないかと考えます。廃材を利用するため、ゼロカーボン事業として国が進めている脱炭素社会実現に向けての町の一つの取組としてアピールできるんじゃないかと私は考えていますが、町長はどう考えますでしょうか、伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私もお答えしますけれども、私も議員時代に、ご案内のとおり、先進的な視察地を訪問させていただいた経過がございます。その中で感じたことは、行政が主体に進めていく上では様々な課題があると承知をしているところであります。

今後、このまきボイラーの導入については、研究はしてみる必要性は感じてはおります。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） これについては、国がそういう方向で動いていますから、当然、脱炭素に絡むことでしたら補助事業等も増えると思えます。ぜひこれは実現できるように、今がチャンスですから申し上げていますが、検討を実行できるような方向でお願いしたいと思います。

さて、もう一つの脱炭素社会に向けての当町の有効な再生可能エネルギーに、太陽光があると思います。先ほど町長も、再生可能エネルギーのご返答がありましたが、立科町は、スキー場の宣伝でもある晴天率80%と皆さんよくご承知のとおり、全国有数の日照時間を誇ります。これは、まさに太陽熱を利用するのには、最も適した地域であると考えます。太陽光を有効活用する太陽光発電がありますが、私は、町施設には設置が可能であれば、全ての施設に太陽光発電設備を設置すべきと考えておりますが、町長のお考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員の言われるように、日本における太陽光発電は着実に伸びておりますし、比較的導入しやすいという点もあると思います。町有施設におきましては、全ての施設ではありませんけれども、導入をしておるところであります。立科町は、議員先ほどおっしゃったように、晴天率も高く、太陽光の有効活用は、補助金の創設などもお分かりいただけるように、町でも推進をしているところでもあります。

町有施設につきましても検討していくことは必要と考えておりますけれども、併せて施設の状況や、今後の使用方針等との兼ね合い、また、各種補助金の活用等も含めて、総合的に判断をしていくことが必要であるというふうに考えております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） さて、町の公共施設につきましては、特に、災害の発生時は避難所として利用されることも多く、緊急時自家発電などにより停電しない施設となる必要があると私は考えています。そのため、現在、町公共施設における太陽光発電設備設置状況の現状と、いざというときのために停電時の備えはどのようになっているのか、蓄電設備の現状等はどのようになっているのか担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

災害時、地方公共団体自らも被災し、人、物、情報などの資源に制約を受けた場合でも、業務の継続性を確保することが重要であることから、町では停電に備え、太陽光発電設備及び蓄電池、また非常用発電機とその燃料の確保を行っているところでございます。

しかしながら、災害の規模や大規模停電など、長時間にわたるなど、町単独の設備では賄えない場合のために、電力供給会社初め各関係団体や他の自治体等との連携協定を締結して備えているところでございます。

蓄電設備の設置状況ですが、町では平成26年度から27年度にかけて、防災拠点自然エネルギー整備事業として、グリーンニューディール基金を活用し、白樺高原総合観光センターには、太陽光発電施設1台10キロワット、蓄電池1台、役場庁舎には、太陽光発電施設3台30キロワット、蓄電池1台を設備いたしました。

また、保育園には、建設時に非常用自家発電装置を太陽光発電により整備をしているところがございます。

その中で、役場庁舎での事業効果を申し上げますと、設置当時の年間の発電量は3万1,536キロワットアワー、CO₂の削減量としては、年間18.51CO₂トン、令和元年度の年間発電量は4万2,444キロワットアワー、CO₂削減量は20.71CO₂トンでありました。

ちなみに、環境省が公表した2018年度実態調査、家庭において電気使用に伴う1人当たり年間のCO₂排出量は、約0.9CO₂トン、これで試算した場合は、約20人から23人の年間排出量の削減に相当する値であるということがございます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のご回答で、白樺高原総合観光センター、役場の庁舎には、災害時の蓄電池等を対応されていると。保育園もそれなりの設備をされていると。本当に公共施設はたくさんありますから、今後、それ以外の公共施設をどうするかというところだと思うんですが、このところの災害発生状況を見ましても、災害時の避難所設備の必要性は十分考えるべきであると思います。蓼科地区などにつきましては、道路状況によって孤立する場合も考えられますので、特に停電時の対応は、常に備えなければならぬと思いますが、今のご回答で、蓼科地区については対応ができているのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

避難所におきましては、現在、発電機を非常用電源として準備しておりますが、災害の規模や時期的なもの、また避難者の状況により備える量が変わってまいりますので、他の避難所と調整により、必要な場所に必要な設備を整えることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染等に対応した避難所運営の中では、換気や冷暖房機器の電源確保のため、さらなる発電機の増設も、交付金等の活用により考えているところがございます。

併せて、感染症対策として、避難の方法も分散化となることも想定されることから、ご自宅等における蓄電設備等の整備も必要であると考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 避難所、特にその対応は、今後十分していかなくちゃいけないというのは、昨年の台風被害のことでも、よく実感したことだと思います。太陽光発電設備を導入されている施設について、実際に導入前と導入後のその施設の電気量、それから施設の維持費ですね、それについて、実際どのように推移しているのか担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

役場庁舎では、平成27年度に太陽光発電設備を設置いたしましたので、設置前の平成26年度と設置後の平成28年度の庁舎電気料金の支払額で比較をしますと、約100万円の減額となりました。しかし、それ以降、増加に転じ、令和元年度は、ほぼ設備導入前と同程度となっております。

年度ごとに庁舎設備や機構等の変動により状況は異なりますので、比較分析は難しいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 26と28年は100万円の減額があったと。しかし、その後、金額等は変動しているということなのですが、これについては、実際、その時点では減額されたことであれば、ある程度、その導入に伴って電気料等は抑えられてきたのではないかと私は考えておるんですが。ただ、その後の動きについても、当然、管理する行政役場としては、その後の状況はどうかという検証が必ず必要になってくると思うんですが、その辺については、今どう考えていらっしゃるのか、担当課長にもう一度伺います。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町といたしますれば、経費の節減ということに重点を置いておりまして、その後につきましては、新電力への移行ですとか、あとは節減の周知等によりまして、電気料等維持費の節減に努めているところでございますので、今後におきましても、その姿勢は変更ないというふうに捉えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 基本的に、経費の節減の観点からは、特に必要だと思っておりますので、ぜひその方向を視点に置いて、政策を進めていただきたいと思います。

国は、災害や感染症に対する強靱性の向上と脱炭素化を同時に実現するために、公共施設に再生可能エネルギー設備等導入の補助を行っています。私は、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池導入のチャンスだと考えています。

特に、菅総理がそういうことを発表してから国の動きが大きくなっていて、再生可能エネルギーであったり、脱炭素化に向けての補助金のメニューが増えているのが現状です。この事業について、内容を承知されているのか、また、この機会に、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を考えている公共施設はほかにあるのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

現在、町有施設において、具体的に太陽光発電施設の設置を検討をしているところはございませんが、環境省や総務省、文科省、消防庁など施設の設置の目的等に応じて活用できる各種補助制度の情報は承知をしているところでございます。

また、太陽光発電施設の設置に係る費用も高額となるため、有利な補助制度の情報を捉え、必要な施設には必要な時期に対応ができるよう注視をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今の回答で検討しているところはないという後ろ向きな回答は、とても私は残念なのですが、今、国が脱炭素化に向けて、事業メニューをいっぱい出しているんですね。そこについて、今検討して、これからその内容を見ていかないと、立科町はどんどん遅れていってしまうということが考えられるんですよね。ですので、この今がチャンスで、蓄電設備等の導入も、補助メニューを2分の1なり3分の2なりの補助メニューができていますから、それについては、ぜひ、まだやっていない公共施設、いっぱい屋根ありますよね、これについては前向きに検討する必要があると私は考えているのですが、町長はどう考えますか、伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃることも重々わかりますけれども、実は、これ公共施設、それから個人の住宅もそうでありますけれども、やはりそれに頼るそうした行動、そういったことも加味しなければなりませんし、費用対効果の問題もあります。

また、今それぞれいわゆる規模の大きな太陽光発電設備をとというのも、この町内の中では、環境や防災等に、災害等に、要するに極力影響のない範囲の中で太陽光発電設備等については、町としても、ある程度、承認をしてきているところであります。

こういった再生可能エネルギーというのは、これ私、冒頭でも申し上げましたけれども、太陽光発電のみだけでなく、これからやはり脱炭素という観点の中からすれば、先ほど議員のほうからもありましたように、やはり自然界、里山の整備をして、そこでカーボンニュートラルという形をこれからとっていくことも大事であります。

こういったことは、町の自然を抱える中で、有効な手立てを考えていきたいと思っておりますので、可能性があれば、そういうことも検討してまいりますけれども、今のところは検討していないという回答をさせていただいているわけでもありますけれども、今後ももう少し全体的に勘案して検討してまいりたいというふうに思います。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 先ほども申し上げたとおり、立科町は太陽光発電にはとても適している土地なんですよね。だから、私たちの周り中、太陽光発電設備が結構増えている現状

があるんですよ。やっぱりそういうところを見ても、町が率先してこれに手を入れて、再生可能エネルギーというものを使っていかないといけない、これは国の動きもありますし、町と県の動きもあるし、町もそれに伴って、今がチャンスですから申し上げています。ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

さて、太陽光発電設備は年々私たちの周りの土地に増えている現状でございまして、太陽光パネルが身近な風景になりつつあります。しかし、その設置者が町内業者や町民皆さんであれば、先ほど申し上げましたが、町とかであれば問題ございませんが、地元にお金が還元されることが町内だったらあるんですけども、設置者が町外業者であった場合につきましては、固定資産税以外は余り地元に戻元されない問題があると考えています。

防災上や景観上からも好ましくない設置場所もあると感じていますが、これについては、法律上問題なければ、どこにも設置されていいのかという内容に、実際の現状はどうなっているのか、過去5年間の設置者の町内、町外の別、地元説明会の開催など地元の理解を得られているのか担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現在、立科町では、10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、平成31年4月24日に定めた立科町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱、立科町太陽光発電設備の設置に関する技術的取扱要領に基づき、事前協議を行い、その後、立科町開発基本条例に基づき、開発事業計画届出書の提出、開発基本協定の締結が必要となっております。そのほかにも、場所によっては、自然公園法、農地法等で規制のある場所は、その許可が必要になります。

現時点では、法にのっとり、手続が適正に行われ、太陽光発電設備の設置ができる、することができる判断されれば設置することは可能です。

次に、過去5年間の設置者の状況でございしますが、立科町開発基本条例に基づき、開発行為の届出があったもので集計をさせていただきました。町内設置者の案件は2件、町外設置者の案件は12件です。地元説明会を開催している場合が多く、地区と協定を結ぶ場合もございます。リモート説明会を行わなかった場合でも、区長と協議し、説明を行わないとした場合や、区長に同意を得た場合がございます。

回答は以上になります。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今の回答で、町内2件、町外12件、町外者が多くなって、これがやっぱりここが問題で、立地条件がいいということは業者はよく承知しているから増えているんですよ。だから、これについては、やっぱり立科町、それから立科町町民の皆さんが設置する方向を、もうちょっと検討してもらわないと、地元にお金が回らないようなことにならないように、せっかくだからいい条件があるんだから、それを活用するって

ことを考えるのが行政だと思いますよ。その辺については、もうちょっと考えていただきたいと思います。

さて、太陽光発電よりもっと低コストで導入できる設備に太陽熱温水器というのがあります。多くのお宅では、毎日お風呂を沸かす際には、石油給湯器、ボイラーが多いと思いますが、そのため毎日風呂を沸かすのに結構な灯油代がかかっていると思われます。そこで、太陽熱を利用した太陽熱温水器のよさをもう一度見直されたらと考えますが、昔からこれはあるものですけど、価格も20万円ぐらいで導入することができます。立科町の自然条件に合った自然エネルギー商品だと私は思っています。

私の家では子供のころから使っていました。太陽熱温水器は厳寒期や雨とか雪などの日を除いて、自然にお湯が沸きます。夏は手を触れるとやけどをしそうになるぐらいのお湯が沸きます。春から秋も結構熱いお湯が出るので、水を入れて、うちでは適温にしています。お湯を出すと自動的に水が上に上がるので、次の日、また蛇口をひねればいいということでございます。管理にも手間があまりかかりません。南向きの屋根があれば、どこでも設置が可能でありますので、この太陽熱温水器なら、太陽光発電よりも比較的安価で多くのお宅で活用できると私は考えます。

太陽熱温水器の寿命は10年から15年と言われていますが、定期的なメンテナンスを行えば20年以上使えると言われていています。太陽熱温水器を町の地球温暖化防止補助金の対象に加えるつもりはありませんか、町長に伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

今のように、太陽光発電システムが普及する前から、議員もご案内のとおりかと思いますが、立科町でも太陽熱温水器を導入するお宅があったことを私も承知しております。

また、再生可能エネルギーには、太陽光、風力、そして水力、地熱、バイオマスなど様々な種類がございます。現在、町の補助金としては、太陽光発電システムを対象としており、町民の方への再生可能エネルギー導入促進の役割を果たしております。

町といたしましても、太陽光発電システムは、蓄電池や電気自動車と連携することで、停電しても電力を供給できるなど、災害時においても活用できるものとして考えて、補助内容の拡充も検討しておるところであります。令和3年度については、太陽光発電システムに集中して助成をしまいたいというふうに考えております。

太陽熱温水器については、今後、必要性があれば、調査研究をして検討していきたいというふうに思っております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 町の施策として考えた場合に、より多くの世帯でできるだけ多くの人が導入することができるように、私は考えて提案しています。太陽光発電ですと、やっぱり費用が120万とか170万とか、そんなような単位の金額がかかるわけですから、最

も導入しやすいところにお金を使って、それで多くの世帯が脱炭素に向けてのそういった効果が上がるもの、その辺をやっぱり行政としては考えるべきじゃないかと私は思うんですが、そこについて広く普及させるための政策というように考えた場合の有効性をもうちょっと考えるべきだと思うんですが、どう考えますでしょうか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

先ほど町長から答弁した内容になりますが、太陽熱利用に関しては、必要性があれば調査研究して検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 脱炭素社会への実現についての取組は、国が指導する主要施策でございます。立科町でも、立科町気候非常事態宣言を表明して、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを表明しました。当然、次年度予算にそのための内容を盛り込んだと思います。内容について、担当課長にちょっと手短に、時間がないのでお願いします。

議長（森本信明君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

令和3年度予算に盛り込んだ施策になりますが、建設環境課としては、継続事業として、住宅断熱性向上リフォーム事業補助金、地球温暖化防止活動補助金があり、地球温暖化防止活動補助金は蓄電池まで拡充します。新規事業として、地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の策定があります。計画の策定により、今後の事業展開ができるようになると考えております。

また、広い意味では、焼却ごみを減らすこともCO₂削減と捉えておりますので、継続事業としまして、生ごみ処理機等購入補助金では、補助対象を、今まで家庭用生ごみ処理機から事業系まで拡充するとともに、新規事業として町で生ごみ処理機を2台導入いたします。

また、昨年12月より佐久平クリーンセンターが本格稼働しておりますが、焼却処理時に発生する熱を通して発電を行っておりますので、CO₂の削減に寄与しております。

次に、農林課として森林整備として、間伐事業を約7ヘクタールと、令和4年度長野県植樹祭の植樹会場の海拔約4ヘクタールを実施予定になっております。

以上であります。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） それでは、まとめます。ぜひそういった事業を推進していただきたいと思っております。地球温暖化の動きは、どうしても止めなければなりません。私たち

の子供や孫に顔向けできないような環境にならないように、自分でできることを始めることが最も大切です。生ごみを自宅で処分して畑に還元する可燃ごみを減らすことも化石燃料減少につながります。ごみの分別も資源リサイクルにつながります。私たちが今できることを自分で考え、行動することが、とても大切なのではないのでしょうか。行政は、それを政策として実践し、町民皆さんが協力する体制づくりを行うこと、そして、それが立科町の明るい未来を次の世代につなげるための私たちの責任ではないのでしょうか。

ぜひ脱炭素社会、それがこの立科町を守ること、地球を守ることにもつながるわけですから、それを心して、どういったら化石燃料に頼らない生活ができるのか、多少不便でも、もう一度私たちみんなで考えるべきだと思います。ぜひ町としても、その方向性に向けて、町民皆さんと一緒に、エネルギーの自給自足、それから脱炭素社会の誇れるような立科町になるようにしていただきたいと願ひまして、私の質問を終了いたします。

議長（森本信明君） これで、7番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. これからの森林経営について**です。

質問席から願ひます。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。通告に従って質問します。

これからの森林経営についてお伺いします。

森林経営管理法が、平成30年5月25日に成立、平成31年4月1日に施行されました。平成31年3月には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これにより、令和元年9月30日から森林環境譲与税の交付が先行で開始されました。令和6年より森林環境税が1人年1,000円課税されます。

町内の民有林は過疎化、人口減少、高齢化により荒廃地になっているところが多くあります。高齢者が何年も放置されているやぶだらけの山には入れません。山に行けなくなり、それが10年、20年経過し、負のスパイラルとなり、さらに荒廃していくわけです。広報2月号にもありましたが、町の総面積の5割が民有林で、そのうちの600ヘクタールが間伐等の整備が必要な森林であるとありました。例えば、1反歩の

田んぼが6,000枚という広さで、町の土地の8.8%が荒廃していることとなります。

国連は、SDGsを提唱し、その17項目中の13番目に「気候変動に具体的な対策を」、15番目に「陸の豊かさを守ろう」とあります。また、町長は、令和2年の6月定例会の招集挨拶で、立科町気象非常事態宣言をされ、2050年までにはカーボンゼロを目標にすると、目指すとしました。

森林の整備活性化は、気候変動の原因となる気象温暖化に有効な対策の一つです。温暖化に起因する異常気象により、経験したことのない猛烈な台風が発生し、その台風により手入れが行き届かない森林では、土石流や倒木が発生し、停電を引き起こしたり、河川の氾濫、決壊を発生させます。令和元年の台風19号で経験したばかりです。

森林には、地球温暖化防止機能、災害防止、国土保全の機能、水源涵養機能等様々な機能があります。世界中が足並みをそろえて温暖化対策をします。日本は森林整備のために税金を徴収しますが、交付金が支給されます。森林の整備や活性化の重要性や価値観は高まっているのです。

しかしながら、立科町では、立科町しあわせプラン第5次立科町振興計画の基本計画の中で、森林の整備と有効活用の施策の中に、「新たな森林管理システムの活用により里山の森林整備を進める」と1行追加されただけです。

町長にお伺いします。これから20年、30年後の町内の森林の整備や活性化に向けたビジョンや、あるべき姿をお聞かせ願いたいと思います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃるように、今森林の有する公益的な機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源涵養など町民に広く恩恵を与えるものであり、適時適切に伐採、造林、保育林、保育等の施業を実施することで林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となっております。

こうした中、立科町では、今年度、立科町森林経営管理制度実施方針を定めました。これは立科町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう、町が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針であります。この方針の中において基本的な考え方が示されておりますので、この後、このことで20年後、30年後のビジョンとなるわけであります。詳細につきましては、農林課長のほうから答弁をさせますので、お聞きをいただきたいと思います。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

立科町における森林面積は約3,854ヘクタールで、このうち国有林が約485ヘクタール

ル、民有林が約3,369ヘクタールで、うち公有林が約2,414ヘクタール、私有林が約955ヘクタールとなります。森林経営管理制度においては、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として、経営や管理が適切に行われていない森林について、町が仲介役となり、森林所有者と林業事業体等をつなぐシステムを構築したところでは、

この森林経営管理制度の枠組みとしては、1つ目といたしまして、森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化します。

2つ目といたしまして、町は経営や管理が行われていない森林を集積し、経営や管理を行う必要がある森林を対象に森林所有者の意向を確認します。

3つ目といたしまして、森林所有者から経営や管理の委託の申出等のあった森林について、経営管理圏集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受けます。

4つ目といたしまして、町が委託を受けた後に県が公表する一定の条件を満たす林業事業体等のうち、再委託に応じる者があった場合には、町は経営管理実施圏配分計画を定め、森林の経営や管理を林業事業体等に再委託します。また、林業事業体等に再委託しない森林は、町が自ら経営や管理を行うこととしておりますが、全ての森林について、経営や管理を行うことは困難であると考えております。

基本的な考えとしましては、森林が有する防災減災の機能が求められている区域や松くい虫の被害地域などの森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めてまいりたいと計画しております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ありがとうございます。これからの先の質問の答えが、もう出ちゃったみたいなんですけども、あえて質問を続けさせていただきます。

それで、まず、森林環境譲与税と同じように、長野県には森林税というのが、まだあると思うんですけども、町の予算の中を見ますと、松くい虫の対策で交付金を使用していると思うんですけども、森林環境譲与税というのは平成6年以降、正式には7年以降、交付されるらしいんですけども、県のほうの森林税は、今後どうなっていくのでしょうか。そして、今松くい虫対策に使っている補助金等はどうなるのでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えさせていただきます。

長野県では、平成20年度から、長野県森づくり県民税、通称森林税を導入しました。1期5年の実施期間で、令和2年度は第3期目の期間中であります。これまで進めてきました里山整備の取組を引き続き中心に捉えつつ、森林の多様な利用及び活用の推

進の使途を新たに加え、取り組んでいます。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を徴収することとしております。現在の森林税の実施期間は令和4年までの期間でありますので、今後、継続するかは県におきまして議論するとのこととなります。

町では、個人で実施している松くい虫被害防止対策に森林税の一部を活用しています。今後は、県の動向を注視するとともに、地域の課題と捉え、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 令和4年で、とりあえず県のほうは終わるということによろしいわけですね。

同じくその中に、子供たちの森林との関わり場として、「みどりの少年団」というのがあったと思うんですけども、調べてみると、平成24年の交流会に参加したという記録が残っています。子供たちが環境や森林に興味を持つというのは大変いいことだと思うんですが、現在の「みどりの少年団」の状況と今後についてお伺いします。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

立科町では、立科小学校4年生が、立科町みどりの少年団として活動しています。活動内容は、毎年、夏休み中に開催される佐久地区みどりの少年団交流集会への参加、平成24年度の交流集会は、長野県みどりの少年団交流集会へ、佐久地域の代表として参加しました。

また、町有林内において、枝打ちや下草刈りといった森林の保育活動、学校内では環境美化活動を行っています。令和4年度には、長野県植樹祭が立科町において開催される予定であります。このような場所においても活躍することを期待するところで。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これからを担う小学生に環境や森の大切さを学んでいただくためにも、これからも続けていただきたいと思います。

さて、広報2月号で、山部地区をモデル地区として森林経営の意向調査をしているところだそうですが、調査についての説明会をしたのでしょうか。また、その説明会の中で質問等がありましたら、その内容をお聞かせください。また、不在者や不明者にはどのように通知したのでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

今回、町では、山部地区をモデル地区としており、今後は、立科町内におきまして、おおむね各区ごとに毎年、意向調査の説明会を開催していく計画であります。

山部区の皆様への意向調査の説明会は、令和2年12月10日に開催しました。出席された人数は21名でした。この意向調査業務につきましては、公益社団法人長野県林業公社へ委託し、業務を行っているところです。参加された方からの質問では、森林の管理を任せるとした場合、具体的に何をしてくれるのか、全部伐採して平地にするのか、材は売るとかの質問がありました。

不在者や不明者につきましては、通知が戻ってきているのもありますので、再度、追跡調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 多分、質問内容としては、どの地区へ行っても同じような質問が出ると思うんですけども、ご回答のほうは、私が地元の地区でやったときに確認したいと思います。

先ほどもありましたけども、調査後に町がかかるのが、防災林、減災林、町が主体して整備するとあるんですけども、これ整備するのは防災林、減災林だけなんですか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

防災林、減災林の森林につきましては、町のハザードマップにより、土砂災害危険区域に指定される区域の森林、居住区域、農地区域、国県道及び主要な町道、河川沿いに連続する区域の森林、松くい虫被害のある、または今後被害のおそれのある地域の赤松林及び防災減災機能の向上が必要と判断した森林であります。この森林について、町は森林環境譲与税を活用し、森林整備を行う予定です。

森林経営が可能な森林は生産林として区分され、林業事業者等へ経営を委託します。このほか、防災林、減災林、生産林に区分されない森林につきましては、森林所有者の意向や現地の確認を行うことで、再度、森林の区分を行ってまいります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ですから、内容を吟味して一応区別して、その中から戻ったのは、もう一回町のほうで吟味するというのでよろしいわけですね。

あと広報の中にあつたんですけど、自分で管理したいとか自分でどこかへ委託するという場合は、その時点で調査を終了するってあつたんですけども、例えばその地域がとか、その区域が、災害とかそういう予想される場所で個人が自分でやりたいって言った場合には、その場合は個人にもう任せちゃうんですか。町はもうタッチしないんでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

山林は個人の持ち物でありますので、森林所有者の意向に沿った方法により管理されることが望ましいと考えます。個人が管理を行う山林については、現場等を確認しながら山林所有者へ指導を行ってまいります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 木が川にかぶさってきて、いろいろ災害の危険が予想される場所もあるので、その辺はよく地権者の方と相談して、問題のないように、被害が発生しないようにしていただきたいと思います。

多分、生産林の経営委託するのは森林組合だと思うんですけども、森林組合というのは、広域の体制で出来上がっていますけども、譲与税で森林経営を委託するのは市町村単位でやるわけですけど、森林組合として、各市町村から出てきたものが、広域の中でやっているんですけども全てに対応できるのでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

森林の経営管理を委託するのは森林組合だけではありません。町内の林業事業体等も受託することが可能であります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、皆さんに公平にというか、分けて依頼していくということでもよろしいですね。あと、先ほども質問の中に、説明会やったときの質問の中にあっただと思うんですけども、材木の収入が、当然売れば出てくるわけなんですけども、業者と所有者の間に町が入って、例えばお金が払えなかったとか、その見積単価がおかしいとかという問題が発生したとき、町はその辺の関係の調整というか、そういうことは行うのでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

森林所有者から町に経営や管理を委ねることとした場合、経営管理圏集積計画を作成します。作成する計画書の中におきまして、木材収入があった場合の取り決めなどを定め、森林所有者、林業事業体等及び町の三者におきまして、事前に確認することとしております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 分かりました。一応、問題のないようにお願いしたいと思いますけども。

あとは、これから実際に現地の確認に入っていきわけなんですけども、当然、境界

を確認しないと誰々さんのうちがどこまでが境界だというのが分からないと思うんですけども、高齢者の方が荒廃したやぶだらけの現地へ行って、立会いができるんでしょうか。また、先ほどもありましたけども、台風19号の倒木が多く見受けられ放置されている状況です。その中で、確認等が本当にできるのかというのが心配なんですけど。

あと現地の確認、当然、不在者、不明者の方もいると思われるんですけども、そういう方には、どのように連絡するんでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、高齢者の方に現地や境界の確認の立会いをお願いするのは、非常に困難だと感じています。現地の確認につきましては、航空写真により位置の確認ができると考えます。また、境界の確認については、町で作成した地籍図などを用いることで確認もできることから、高齢者等に配慮したいと考えております。

所有者不明森林につきましては、森林経営管理法施行令第2条におきまして、探索の方法について明記されておりますので、その手続に沿って進めてまいります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 固定資産税の中に表現されている原野というのが表現されていることがあって、そこに当然、課税もされているんですけども、これは山の区分なのか畑の区分かというのがとても不明なんですけども、原野というのはどちらの区分に入るのか、どのような判断でそれができるのかお聞かせ願えますか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の対象となる森林は、次の条件となります。民有林であること、人工林であり、10年以上、間伐などの整備がされていない森林及び森林経営計画を立てていない森林が対象となります。

森林の土地には、それぞれ番号がついており、例えば、1林班の「い」は、いろはにほてとの「い」になりますけども、「いの小班の1」といった番号がついている土地が対象となりますので、一概に原野と表示されているから対象外とは言い切れません。この番号を確認するには、農林課で保管している林地台帳データにより確認ができます。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ですから、これから山林の確認をするという中で、原野という区分も、それがあれば山林か原野、畑なのかというのは確認できるということによろしいかと思えます。

森林環境譲与税は、令和元年1年間で126万4,000円、令和2年9月だけで134万3,000円が既に交付されています。令和2年9月の補正予算で、一般会計の財源から69万3,000円が計上されて意向調査に使われていると思うんですけど、これは何で一般会計から計上されているか、この時点で、もう交付金出ているんですけども、そこからなぜ交付されなかったのかという、支出されなかったのかというのは、なぜでしょう。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税は、財政上、目的を持った特定財源ではありませんので、一般財源として事業への充当、または基金への積立てをしているところであります。

令和元年度の126万4,000円につきましては、既に基金に積立てをしているところであります。令和2年9月に交付されている134万3,000円のうち69万円は山部地区における意向調査業務委託料の財源としており、残りの65万3,000円につきましては基金へ積立てを予定しています。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） あと譲与税の用途については、議会決算後にネット等で遅滞なく用途を公表しなければならないと法律でうたっていますけど、令和元年に譲与税が支給されていって、その用途をインターネットでも公開されましたでしょうか。公開された場所としては、分かりやすい場所で公開していますでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

令和元年の譲与税につきましては、令和2年11月の広報たてしなにおいて、基金の積立てとして掲載させていただきました。また、この広報たてしなは、ホームページにも掲載しております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今後、この譲与税に関しては、出し入れというか、使った分と残った分と、そういうのをずっと公開していかなければならないわけですから、ある程度、もうホームページ開けた瞬間に分かるとか、そういうような農林課や、見れば分かると、簡単に見えるようなところに置いておいていただきたいと思います。

森林環境税の収入は、税金の収入ですね、令和7年からは、概略で年間600億円という試算があります。譲与の基準は、それを分けるんですけども、600億円を分けるのには、全都道府県に10%、残り540億円を1,741市町村に交付する。その交付の基準として、50%は私有林、人工林の面積、20%は林業就業者数、30%が全体の人口で案分するとあります。課長は、この法律ができる前後、係長として農林課に在籍してい

ましたが、なぜ人口比率が30%と案分する必要があるのか、単純に森林面積100%の
ほうが単純で明快ではないかと思うんですけど、この辺は、課長は認識というか何か
承知しているところ、ありますでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の配分につきましては、国が定めた割合でありますので、国から示
された時期に初めて人口比率30%といった割合を確認しました。

森林面積100%の割合でよいのではとの質問ですが、国から示された割合ですの
でコメントできる立場ではございませんが、今回の対象森林が民有林の人口のみを対象
としております。個人的には、公有林を含めた森林を対象としていただければいいの
ではないかと思っております。町の林業者数は2015年の農林業センサスで10名となっ
ております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 確かに課長が言うように、森林の面積全部でやってもらったほうが、立
科町としてはうれしいと思うんですけど。

それで、法の第34条には、1番として、市町村は森林の整備に関する施策をする、
2番、森林の整備を担う者の人材育成のための確保、3番として、森林の有する公益
的機能に関する普及啓発、4番、森林利用の促進とその他の森林整備の促進に関する
施策に関する費用に充てるというような項目がうたっております。これ以外の目的に、
今回の譲与税というのは使うことができないということによろしいでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の使途につきましては、ただいま議員のおっしゃられた項目以外の
使途には使用できない税と認識しております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 使用例の中に、積立てというのもできるようになっているそうですなん
ですけど、これをやっていくと、本来の森林経営というか森林を守る法の趣旨に反す
ると思うんですけど、課長としてはどうお考えでしょうか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

積立てにつきましては、使途の目的があれば積立ては可能であります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 何かに使う目的があれば、何年でも、極端な話、積立ててもいいという

ことで、そういう解釈でよろしいわけですね。

既に、令和元年、令和2年の森林環境譲与税の使用状況や取組状況について、全国各地から数多く報告されています。都市部と協調して遊歩道づくりや下草刈りや伐採作業へ参加したり、伐採した木材を様々に再利用されているようです。

例えば、豊島区も既に埼玉県秩父市と連携し、豊島の森として整備していると報告されています。参加者は、実際に参加作業することで環境意識の高まりを実感したと言っております。森林整備は、都市部と連携して行うことで山の魅力や必要性を発信し、自分も地球温暖化対策のために環境活動に携わっている感を持ってもらうわけです。

譲与基準に人口があるので、森林のない都市部で譲与税額は大きな金額となります。立科町の譲与税額は、平成6年から年額で426万8,000円で、現状よりは1.5倍になります。豊島区は、令和2年の9月で1,194万4,000円で、令和6年は単純計算で年額3,583万円にもなります。森林のない都市部では、この税の使い道に思慮しているかもしれません。

町長にお伺いします。森林のない都市部、豊島区、渋谷区、新宿区等と連携して町の森林経営をすることができます。森林がなく人口の多い都市部との連携は多いに意味があるものだと思います。コロナ禍で東京一極集中が見直された今こそ、都市部との交流を促進しませんか。森林が町の土地の半分の当町としては、もっと森林を都市部にPRし、連携を推進してはどうでしょうか。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、都市部と連携し、町の森林整備を行うことができれば、非常に有効な活用だと感じております。しかし、森林環境譲与税は各市区町村へ割り当てられておりますので、それぞれの市区町村のお考えもあることと思います。

現在、立科町では、豊島区へ森林環境譲与税の活用について提案を含めた要請をしておりますので、今後も引き続き働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 豊島区との今後の推進がうまくいくことを期待したいと思います。

副町長にお伺いします。現時点では、まだ下草刈りや間伐をするだけかもしれないんですけども、これから森林活性化のためには、様々な計画を立てたり、それを実行したりしなければなりません。今言った、町長から都市部と交流という話もあれば、そちらのほうの計画とか受入れとかいろいろ出てくると思うんですけども、それらの事業計画の立案とか実績の管理等、役場の組織や人員配置が必要となります。今から森林経営部署の設置や要因の手配をする必要があるのではないのでしょうか。平成6年から始めては遅いと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

林業に関する現在の人員体制ですが、現在、農林係で執務を行っております。係長以下、会計年度職員も含めて、今6名の人員で対応しているところであります。幅広い事業の中で、農業施策、土地改良施策、林業施策等、幅広い事業を担っておられるというところです。

立科町においても、林業施策は重要な施策であるというふうには認識をしておりますので、現在の組織体制の中ではありますけれども、必要な人員については確保をして対応をしていきたいと、そんなふうと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今の役場の仕事、大変皆さん頑張っておられるというのは分かっていますので、これ以上あまり強く言えないんですけども、将来を見据えた対応のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、「信州ベンチャーコンテスト2020」の準グランプリを受賞した報告会というのに参加しました。立科町の白樺材の皮を利用しています。山へ行く途中にも、間伐が必要な白樺林が見受けられます。白樺の間伐をして景観の美化につなげ、その皮を使い、特産品を作ることで町のPRになる、これも森林の有効活用だと思います。行政のさらなる支援をお願ひしたいと思ひます。

令和6年がスタートではなく、もう始まっているわけです。計画的に推進していかないと、せつかくの森林環境譲与税が無駄になると思ひます。今後の環境問題に大きな影響を及ぼす森林経営に力を注いでいただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（森本信明君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時半からです。休憩に入ります。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時28分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**4番、中村茂弘君**の発言を許します。

件名は **1. 旧保育園等跡地の利用状況**です。

質問席からお願いします。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4 番（中村茂弘君） 4 番、中村茂弘です。通告に従い、質問いたします。

まず、西部の若草保育園跡地についてお伺いいたします。売ると聞いておりますが、いつ頃契約を結ぶのかお伺いいたします。

議長（森本信明君） それでは、ただいまの質問に対し、町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えする前に、私のほうから旧保育園跡地の活用状況を今後どうするかというところの総括を申し上げ、ただいまご質問の旧若草保育園の跡地問題につきましては担当課長より申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

中村議員からは、旧保育園跡地の活用につきましては、一般質問で度々ご質問いただいているところでございます。今までも申し上げてまいりましたけれども、公共施設の整備に関することについては、まちづくり創生会議の公共施設の部会において、ご提言をいただくこととしております。このご提言を踏まえて、町としては一定の方向性をなしていきたいと考えているところであります。若草保育園の問題についても同様でございます。

また、この旧保育園跡地の関係につきましては、地元の地域の皆さんの思い入れがある、いわゆる旧小学校跡地とか、やはり集まりやすい場所のところ跡地があったというようなこともあり、深い思い入れがある場所であります。町民にかなう活用ができればということで、このご提言内容についても期待をしているところでございます。

それでは、この後、若草保育園関係につきましては担当課長より申し上げます。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） ご質問の若草保育園跡地につきましての説明をさせていただきます。

旧若草保育園につきましては、令和元年度に購入の希望があったため、不動産鑑定を行い、売却の方向性も探ってきたところでございますけれども売却には至っておりませんでした。今年度、旧若草保育園の土地建物について、町内企業より購入希望の相談がされたことから、創生会議との調整を図りながら購買の方向で準備を進めてまいりました。昨年12月と今年に入って1月に、地元地域の説明会を開催しました。そこで出されたご意見、またご要望等から検討すべき点が生じたこともございまして、当面の間、購買の実施を延期している状況でございます。

対応を進める中で時機を捉えて実施計画を具体化してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4 番（中村茂弘君） 売却先が一応決まっているということ聞いておりますので、早めに契約を結んで、固定資産税の影響もあるかと思いますが、よろしくお願いを

したいと思います。

次に、千草保育園についてお伺いします。今見ますと、プレハブや、車が多く駐車されているわけですが、これについては購買予定があるのでしょうか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 千草保育園の跡地につきましてですが、その前段で、先ほど若草保育園の関係で購買先が決まっているというご理解をいただいたようでございますけれども、今の時点では決まっておきませんので、購買につきまして延長をしているということでございますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

旧若草保育園につきましては、今年度、隣接する法人の——すいません、旧千草保育園ですね、今年度隣接する法人の工事期間中の借用希望に伴いまして園庭を貸し付けている状態でございます。

旧保育園跡地の活用等につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、創生会議のご提言も踏まえまして、町として一定の方向性を出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 今、千草保育園跡地については車やいろいろな形で貸しているという形にお聞きしたんですけども、早めに、ここについても購買等をしていただければと思います。

続きまして、茂田井保育園については、今どうなっているのでしょうか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 旧茂田井保育園についてでございますが、こちらやはり令和元年度に購入の希望の問い合わせがありましたため不動産鑑定を行って売却の方向性も探ってきましたが、売約には至っておりません。

こちらにつきましても、今後において創生会議のご提言も踏まえて、町として一定の方向性を出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 今お聞きしますと、茂田井保育園も不動産鑑定士が入ってやった経過があるということですので、これについても早めに処分していただくようお願いしたいと思います。

次に、三葉保育園についてお伺いします。今、更地になっている保育園がこの三葉保育園であり、早く、移住者がいろいろ立科町にも希望している人が多い中で、整地して売りに出してはどうかということでございまして、野方の宮地ヶ丘団地が、もう完売している状況であります。人口減少に対応して、早めに保育園跡地を整備して、企画とも相談しながら販売したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

旧三葉保育園は、宅地分譲を想定し、更地となっておりますが、現在、具体化しておりません。なお、土地開発公社ではプロジェクトチームを設置し、次期宅地分譲についての検討がされていると聞いておりますので、それらの状況も注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 三葉保育園については、旧保育園の中で唯一建物がなくて、すぐ更地になれば売れるという状況になると思います。早めに計画を立てて、早めに移住等も考えることですので、早めに更地化して購買にかけていただければと思います。

それと、最後にちょっとお伺いしたいんですけど、美上下に今農地がまだ貸付けを行っていると思いますけども、この美上下の状況について、どんな予定になっているのかお伺いします。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

美上下の農地につきましては、今年度から地元の農業従事者の方へ、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権設定により5年間の貸付けを行っております。

今後につきましても、当該地を町が取得した経過から考えますと、現状のように貸付けによる有効活動が適当ではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 美上下の農地について、一部、立科の農地じゃないと思いますけども災害等で崩れた箇所もあったかと思います。こういう場所も、早めに近くの貸付けを行った農業者等に購買して、早めに町の負担を軽減したらどうかと思いますけども、全体を通して、何も各旧保育園跡地等されていない状況になっております。実際に、この跡地について、早めに移住者等が越してこられるような跡地を用意していただいて人口増につながっていただければと思います。

私のほうで、旧保育園跡地等について質問を、昨年につきしたわけですが、早めに、町のほうとしても相手方を探したりして有効な活用を期待申し上げまして、私の質問と代えさせていただきます。

以上です。

議長（森本信明君） これで、4番、中村茂弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は1時50分です。休憩に入ります。

（午後1時41分 休憩）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、8番、村田桂子君の発言を許します。

- 件名は
1. 「蓼科牛」をどう守るか。
 2. コロナ禍における様々な対策について
 3. 教育行政です。

質問席から願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、質問をさせていただきます。

昨年7月に突然、3月末までに新たな譲渡先が見つからなければ、広域連合による運営は中止との広域連合正副連合会長会議での決定を受けて、生産者は大きな衝撃を受け、佐久センターを何とか存続してほしいと、暗中模索、不安の日々を過ごしました。生産者をはじめJAなど、関係者の必死の努力で、首都圏の優良企業が「研究・検討のための1年間の猶予があれば経営も」の発言を受けて、生産者は一筋の希望を見だし、JAなどは、そのために処理頭数を殖やした経営改善計画を示すなどして、センター存続のための懸命な努力がされました。

しかし、その努力を袖にして、広域連合は新たな条件を持ち出し、ハードルをさらに上げて合意を困難にし、そのことを理由に既に3月までで閉鎖の方向が決定的なものとなっています。

こうした中で出ている中での質問は、次の2点です。

1つ、1年間の延長がなぜ頓挫したのか。町長は、その原因をどのように考え、総括するか。

2点目に、信州「蓼科牛」のブランドを守るとしているが、どのように守るのか、具体的な対策を伺います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをする前に、前段に申し上げます。

この佐久広域の食肉流通センターの問題につきましては、大変重要な問題でございますし、また一つ一つの表現、それらを含めても多くの地域の皆様方にも影響のある問題でもございます。ここらをしっかりと丁寧に、そしてまた慎重にご答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

特にただいま議員のほうから、2点の大きな質問がございました。したがって、

この後の答弁は大変長くなりますけれども、お聞きを頂き、その中で、やはりどのように進めてきたか、そしてまたどのような影響があるのか、それについてだけでなく、これからどのようにしていくことが一番ベターなのか、こういったことを含めてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、しばらくお聞きをいただきたいと思っております。

私は、昨年6月29日の佐久広域連合正副連合長会議において、佐久広域食肉流通センターの施設継続は困難との方針が示された会議の場において、立科町はもとより、佐久地域のブランド牛である信州蓼科牛を守ってほしい。譲渡等可能な方法で施設の存続を探ってほしいと申し上げ、構成市町村長の賛同を頂き、譲渡の道を探る方向が示されました。

以降、新たな譲渡先を探すため、佐久広域連合では、公募による譲渡先の募集を実施し、一方、生産者団体の施設存続要請等を受け、JA佐久浅間、全農、処理業者や販売業者等で構成する佐久地域食肉処理施設継続研究会が発足しました。当町も情報収集と蓼科牛を守る観点から要望や意見を述べるべく、研究会にオブザーバーの立場で参加いたしました。

研究会では、新たな経営形態の検討をする中で、都市部の優良企業が興味を示しているとの情報があり、公募期間内では応募者はございませんでしたが、譲渡の可能性が出てきたので、譲渡に向けた準備期間の必要性から1年間の運営延長をするよう要請されました。

佐久広域連合では、優良団体が参入する可能性に期待し、1年間の運営継続の検討に入り、広域議会全員協議会の説明等を経て、正副連合長会議で検討がなされました。行政として新たな負担には応じられないとする構成市町村の意向を踏まえ、継続期間内に赤字が出た場合の補填は、食肉公社設立時の出捐金の構成率を基本に赤字補填することを条件に、1年間、食肉公社の運営を継続するとの連合長案が了承されたところであります。

しかしながら、この運営継続案件が佐久広域食肉公社の理事会に上程されましたが、あくまでも赤字を出さない経営努力によって継続を図っていくとするJA側との溝はうまらず、何としても強引にこぎ着けたいと願い、双方に働きかけを続けた私といたしましては、大変残念でなりません。

しかし、優良企業が参入し、畜産経営の安定と地域産業の活性化を期待し、できるだけ要請に応じたいとして、譲渡期限を再延長するなどの歩み寄りを続けた佐久広域連合と生産者等の要請に応えようと、民間手法によって新たな経営形態を追求しようと努力された継続研究会の双方のどちらがよい、悪いではなく、互いに努力されたことに、私は敬意を表したいと思っております。

大切なことは、いかにして地域ブランドの信州蓼科牛が生産から流通・販売、飼養まで従来と同様に扱われ、生産者側、生産者等への新たな負担とならないよう支援策

を講じていくことが最重要と考えます。私も地元町長として、これからも可能な支援を続けてまいります。

次に、2点目のブランドを守るという観点のところを中心にご答弁させていただきます。

2月17日の佐久広域連合正副連合長会議で、正式依頼となった佐久広域食肉公社の理事会における佐久広域食肉流通センターを受託することは、極めて困難との報告がございました。

広域連合が認める1年間継続する条件が整わなかったことにより、令和3年3月末に佐久広域食肉流通センターが閉鎖するとのことについて賛否を問われ、私としては、信州蓼科牛を守っていく立場で意見を申し上げました。

私は、信州蓼科牛を守っていくため、必要となる3つの条件を確認させていただきました。

1つ目は、佐久の屠畜場以外で屠畜した場合でも、信州蓼科牛として取扱いは可能であるかとの私の問いに対し、商標登録者であるJA佐久浅間管内の指定生産者飼育牛で、指定配合肥料で飼育された肉質の牛であれば、どこで処理をされても信州蓼科牛として取扱いができることをJA佐久浅間に確認したとの回答を得ました。

2つ目は、流通の経費や処理手数料の増額分を生産者には負担をさせず、広域連合等で負担ができるのかとの問いに対し、運搬経費の増額分は広域連合が負担する。また処理手数料については、JAと調整して対応したいとの回答を得ました。

3つ目は、現在の流通販売ルートを今後も確保できるのか。また、株式会社フレッシュミート佐久平の建物下の土地は、佐久広域連合の所有であるが、引き続き借用可能かとの私の問いに対し、株式会社フレッシュミート佐久平、株式会社ニチレイフレッシュは、これからも継続して営業したいとの意思表示を確認しております。また、株式会社フレッシュミート佐久平の建物下の土地の賃貸については、事務手続が必要であるので、今後できるだけ早く前向きに対応していく旨の確認も取れました。

そのほか、カット加工する際に、食肉流通センターから枝肉として運搬されるときに備品等、いわゆる枝肉をつるすフックの有効活用をすることについても、了承を取り付けることができました。

私は、基本的な3つの条件が確認できたことで賛成はいたしました。詳細については、それぞれの関係者が現在詰めているところがございますので、細部にわたって今後確認をしてまいります。今後も生産農家、関係業者の皆さんが不安とならないようしっかりと対応してまいります。

広域連合において負担するものは補助金対応とし、3月29日に予定しております佐久広域連合定例議会に補助金名目で予算計上をすることの確認も取れました。そして、立科町では、これからも畜産農家へ引き続き支援を行ってまいりますので、信州蓼科牛の生産者の皆さんには、信州蓼科牛が多くの消費者の皆さんに利用していただくた

めにも、高品質な信州蓼科牛の生産に邁進していただくことを切に願っております。

以上、総括も含め、ご答弁をさせていただきました。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） ただいま町長が一生懸命努力をされたというお話を伺いましたし、またやったんだろうと思います。そもそもなぜ頓挫したのかということについての説明はなかったわけですが、赤字が出たときの負担割合を巡って合意が得られなかったと、それが原因だというふうにおっしゃいました。

私は、ちょっとまず概略的な話として、町長の政治姿勢について伺いたいんですけど、一番最初、6月29日の正副連合長会議のときに、初めて3月末での広域連合による継続は困難だと、相手、譲渡先が見つからなければ廃止するよということを初めて聞いたにもかかわらず、合意をしたというのを私は議会でただしたことがあります。そのときになぜ、今日、決めるのはやめてくれと、生産者に聞いてからにしようというふうには即決を避けなかったのかと、ここが一つ大変疑問です。

それから、この間、最終通告ともいえる広域連合によって、3月末で屠場廃止と、ご意見をと言ったときに、異議は唱えなかったやに信毎では報道されています。意見は申し上げたけれども、困るよということと言わなかったということなんですね。やっぱり私は、広域連合における町長の立場というのを伺ったら、なぜ反対しなかったのかと聞きましたら、正連合長を補佐する立場であるのでというご答弁があったわけですが、そもそも広域連合というのは、それぞれの自治体の町長、首長が集まるので、私は、国連の常任理事国のように拒否権が発動できるものだと思っております。うちの町にとってそれは不利益だから困るということが言える立場にあるのが、広域連合の正副連合長会議ではないですか。

そこを町長は、連合長の立場をおもんばかることを優先して、立科町長である生産者の利益を守る立場は、ちょっと後景に追いやられたんではないかなとそういうふうには思うんですけども、その広域連合の性格も含めてそうした対応がなぜできなかったのかと。最初の6月の継続が困難と言われたときに、困るよと、ちょっと今日決めるのはやめてくれと。みんなに相談するから待ってくれと。それから最後の最後通告のときも、ちゃんとそのことが継続、立科町の農家の方がちゃんとやっついていられるような条件が整わない限りは、3月閉鎖には反対だって何で言えないのかと。ここについて政治姿勢の問題です。町長の立場を優先するということでの発言ができなかったのかどうかについて伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

今、議員のご質問の中身につきまして、るる私のほうからいろんなことを申し上げることはありませんが、少なくとも今議員がおっしゃったように、私も立科町を代表する首長であります。と同時に、この佐久広域あるいはこの近隣の一部事務組合も含

め、多くの首長さん方が集まるそれぞれの組織がございます。これは、ただ単に食肉流通センターのみにとらわれず、医療、教育、広域消防、いろんな観点がございます。それを網羅して広域が含まれているのが佐久広域連合であります。

その中で、確かに立科町を代表する町長として、この信州蓼科牛を守るということは大変重要なことであります。そのことは、私は当初今議員おっしゃった、なぜ6月29日の日にまず待ったをかけ相談をしてからというふうな話もございました。これにつきましては、今日の私の冒頭の回答の中では触れませんでしたけれども、既に全員協議会の折には申し上げた経過がございます。

それは、実際には6月の10日の日に、私も立科町に連合長が訪れております。しかし、これは立科町だけではございません。それぞれの町村を回られて、それぞれのことを事務局と一緒においでになって、お話がありました。

このときに私は大変な違和感を感じましたので、6月24日の日に直接佐久市役所を訪れ——私と担当課長も行ったかと思いますが、訪れ、連合長にこのまま閉鎖というだけでは困ると。ともかく私たちは、この佐久市もそうでありますけれども、この佐久圏域、地域のブランド牛である蓼科牛を守ってほしい。そのことがありますので議題にはなるんでしょうけれども、そこでは、私はしっかりと立科町の首長としての立場でお話をさせていただきたい。そのことは十分ご理解を頂いて、ただ単に継続は難しいというお話ではございますけれども、そのことが私を除く10市町村の首長さんに理解をしていただく。そして、そのことがどういう形であれ、蓼科牛を守るということを終始一貫、貫いていただきたい。そのことからスタートして6月29日を迎えております。ですので、一気に直接6月29日に突然出たお話ではございません。

したがって、それぞれの首長さんの皆さんは、事前にお話をし、了解をされているというふうに当時聞きましたけれども、私は、とても納得できる状況ではございませんでしたので、申し上げた経過がございます。

それで、実は先ほど申し上げたように、6月29日の日に、私が申し上げるべきことが通らないということであれば、今議員おっしゃったように当然これは反対すべきことではありました。これは、幾ら広域連合の一首長としてもではなく、立科町の首長として賛成しかねるということになるわけですが、その中にやはり最終的には譲渡という方向が出てきました。これについては、もしこの譲渡という方向が駄目だということになれば、またこれは話は別ですけども、まずそこは探ってくれるということでございましたので、これについては多くの首長さんが当然信州蓼科牛を守っていきたいという思いは、皆さんも持っていただいたというふうに私は理解しましたし、そのような6月29日の決議でございました。ですので、反対・賛成という段階を当初の段階で申し上げる内容ではないというふうに思います。

また、この頃の2月の17日の先ほど私が申し上げた正副連合長会の中で、2月10日の日に食肉公社で受託することは極めて困難だという結論、これは私も監事という立

場ですから意見を述べる立場ではありませんが、その理事会の理事の皆様方、大抵の皆さんが駄目だという話が出たということではなくて、少なくとも、あくまでも佐久広域連合がしっかりとずっと何回も——本来であれば12月の18日の日に工場を締め切り、それを1か月延ばし、1か月延ばした上にでも、こういうことがあるのであればということ、最終的には再三にわたってその道を、譲渡の道を探っていただいたということは、これは事実でございます。

また、JA佐久浅間側にすると、やはりこちらは、いわゆる私どものような行政庁ではございませんので、やはり利益追求のJA側のほうとすれば、民間団体とすれば、やはり我々は赤字を出さないんだよということであります。これは、どちらも私は本当にぎりぎりのところまでしっかりと検討され、しかも努力をされた結果だというふうに思っております。

ですから、先ほど議員おっしゃった、さらなる高いハードルというお話が出ましたが、さらなる高いハードルではなくて、既にその条件が示され、互いにその検討期間があり、検討してきた結果の中で歩み寄りの段階がどうだったのかという結果でありますので、その辺はご理解を頂きたいというふうに思います。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 大変時間がなくなってしまったので、やっぱり一番最初のときに、いきなり継続は無理、そしてまた譲渡先を探るにしても、僅か半年ぐらいい間に探せるわけがないというのが大方の考え方ですよ。この広域連合のやり方の横暴さについて、私はきちっと異議を唱えるべきだったし、今日そんなことを簡単に決められる状況にないと言って突っぱねてくるべきだったと思います。それは言わせていただきます。町長は、努力をされたとおっしゃったかもしれないけど、先に3月までの継続は困難という決議、賛成してしまえば、もう後は、おのずからそこまでの日程調整になっちゃうわけですよ。

それから、最後にJAの問題もそうですけど、ちゃんと条件がこういうふうになればというときに、新たな問題を出されたときに、いや、とにかくやってみようじゃないかと、これをやらなきゃ困るんだよということを私は申し上げるべきで、屠場閉鎖には、きちっとそれが担保されない限りは賛成できないと。たった一人でも言うべきだったと思います。これは意見です。言っておきます。今から言ってもしょうがないので。

なお、政治姿勢の問題を一つ言わせてもらえば、蓼科高校のときもそうでした。今回の屠場もそうでした。とにかく自分で即断しないで、まず皆さんにかけると。住民の意見を聞く。それをやらない限り、「二度あることは三度ある」と言います。また悲しい思いを町民がするであろうことは指摘しておきたいと思っております。

次に行きます。さて、町長は、そうは言っても努力されて、運搬費の高騰に対して、これを守るとおっしゃっていただきました。

それでは、伺いますけれども、これはまた町長に伺います。今、3月の議会に広域連合の事務所長から屠場経営が消えます。そうすると、一体この運送費あるいは処理費の増額に対して、誰が責任を持って補填するのでしょうか。広域連合は予算化すると言いました。そのお金は幾らで、それは誰が事務を取り仕切るのでしょうか。来年度の補償はあるのでしょうか。そこを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 一つお断りをさせていただきます。確かに私は、立科町の町長、首長であります。ですが、佐久広域連合を取り仕切っているわけではございません。佐久広域連合は、あくまでも先ほど議員おっしゃったように、11市町村の首長さんたちが集まって組織されている一つの公な団体であります。

その団体の意向というのは、私の意向で事を進めて、それが方向として出るということではありません。もちろん私は、一市町村の長として当然主張しますし、意見も述べます。もしかみあわなければ、当然それについての私の主張が通らなければ、それは反対をしますし、それはしてこなかったわけではありません。

今、議員おっしゃった、今度は負担の問題かと思いますが、負担の額の問題については、これは今、私の中で額が幾らということとは言えません。それはなぜかといえば、これは佐久広域連合に上程される案件の予算の内容でございますので、これについて私のところにも正確には来ておりません。ただ、予算をつけてくれるということと、ある程度その差額、いわゆる増額される部分のところは全て計算をして予算計上しているというふうに聞いておりますので、それは当然最終的には、議会の中で広域議会の議員の皆さんがしっかりと見て、ご判断をされる内容、金額かというふうに思います。

あと、これから期間的な問題があります。確かに今議員おっしゃった、誰がどのようにそれを担って、誰が事務をやっていくかというふうなこともあります。これについては、今現在もう既に——この後に質問があるかと思いましたが、そこで申し上げようかと思ったんですが、もう既にそれぞれが検討をし、事務的なことは進めているということで確認しております。

ですので、4月から、一番私は危惧するのは、少なくとも生産者の皆さんが、4月以降どの屠畜場に持って行って、どのように処理がされ、自分たちの負担がどうなって、それがどのように出回って、どのように飼養がされるかというところが一番不安だと思っております。そのところを今詰めていただいておりますので、私がおこなうことをこの場において言う内容ではございませんので、それは当然深く注視をしておりますので、当然分かり次第、その段階で確認を常にとっていくつもりでおります。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 前向きのご回答でしたが、それでは確認させてください。ただいま補填すると、差額分を補填するというをおっしゃいました。処理料と、それからあと

運搬費用、まあ相当かかるだろうということは、想像に難くないわけですが、そうすると、町長はまだ細かく聞いてはいないと言うけれども、増えた分は全額補償するということが、広域連合との間で約束されているのでしょうか。それは契約書がありますか。それは本当にこれからずっとやらなきゃいけないですよ。

今、500頭ぐらいが佐久の屠場に入っていますけれども、それが松木、あるいは松本はちょっと衛生上問題があるというふうにも聞いていますけれども、栃木のほうに行った場合には、相当高騰すると思われるんですが、その原資は何を充てることになっているんですか。細かくなくて結構です。概略を教えてください。首長会議で出たでしょう。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

まず、その広域連合でその話が出ていてどうのこうのというお話が、ただいま議員の中から出ましたけれども、先ほど私は申し上げました。今、関係者で詰めているところです。というのは、今議員は、過程の話としてどこの屠畜場だとかおっしゃっていますけれども、実際にどこになるかというのは、今その皆さん方が自分たちとして一番ベターな場所として、今その選考、調整を図っている最中でありまして。ということになりますと、当然そこにはどれだけの負担増額があるのか。というのは、それが出ないと出ないはずですよ。

ただ、広域連合としては、まず令和3年度の予算もあるわけですので、その予算の中にまず幾らという額を出していると思います。でも、それはあくまでも基本的な額であって、それは最終的には不足が出れば補正されるということも当然あるでしょうし、これは今現在の中で額決定がしているわけではありませんので、そのところを追及されても、私のほうで答弁できる内容ではありません。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 私は、覚悟の問題を申し上げているつもりです。決まっていないのは知っています。（発言の声あり）知っています。はい。しかし、生産者の不安に応えるためには、町長として、増えた分はがっちり補償するよと、安心して生産に励んでくれということを広域連合の仕事として、そういうふうになんかと言われたんだということが確認されているかどうかなんですよね。

それは、広域連合がこれからずっと、屠場が変わって処理費や運搬費が増えた場合の補償は、広域連合がしてくれるということが、広域連合の首長会議の中で確認されたというふうには受け止めていいですか。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 少なくとも広域連合のところで全てを決めると議員おっしゃって、それが責任だというふうにおっしゃっていますけれども、これについては、あくまでも関係者、生産者だけじゃなくて処理業者やほかの業者がみんないるわけですね。それか

ら販売業者もおります。その皆さん方がどのような方向でどのように持っていかと
いうのがまとまらなければ、それを先ほど私も何回も申し上げていますそのことが、
今この場において、今日のこの場において私が申し上げられる内容ではありませんが、
少なくとも、私、先ほど冒頭の中でも、回答の中でも申し上げましたとおり、これか
ら一つ一つ細部を詰めておりますので、それは私の責任において、その細部は一つ一
つ確認を取っていきます。そこに私が申し上げた条件、確認条件が整わない部分が一
つでも出てくれば、それは当然強く首長として指摘もしますし、当然抗議といえます
か、それはしてまいりたいというふうに思います。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 先ほどは、町長は、そうしたことは自分一人では決められないと、広域
連合で決めるんだとさきにおっしゃいましたよね。ね。言ったんですよ、確かに。つ
まり広域連合でこれから処理費が高騰した分、運搬費が増えた分については、予算化
するんだというふうにおっしゃいましたよね。だから幾らとはまだ決まっていな
いでしょう。

だけど、その気持ちの中で、屠場が変わることによって生産者の負担が増える分
については、広域連合と町長ははっきりおっしゃったんですけど、広域連合が責任を
持って補填すると。その言葉を住民の方に伝えていいわけですね。広域連合1人とは
言いませんよ。ほかの関係者、JAと協力するかもしれないけれども、少なくとも生産
者に負担を負わせないようにはすると。ね。そのことが広域連合の中で確認された
というのを私はここで確認しますし、それでそのことは、それが本当に実行されれば
結構なことだと思います。

それで、時間もなくなってしまったんですけど、ちょっと松本——これまで佐久だ
ったら、立科から10キロぐらいの範囲で屠場に行かれたんですが、松本、中野、栃木
まで大変距離が長うございます。一体どのぐらいの距離があり、どのぐらいの運搬
費用がかかるのか。まだ費用については、はっきり言えないところもあるかと思
いますが、少なくとも距離はどのぐらいかかるのか、距離と時間ですね。それにつ
いてお答えください。これは、課長、お願いします。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

距離につきましては、それぞれこの立科町役場を出発地による距離になります。松
本市にあります株式会社長野県食肉公社への距離は、約43キロ、時間にしまして約1
時間20分程度でございます。中野市にあります株式会社北信食肉センターのセンター
への距離は、約73キロ、時間にしまして1時間程度でございます。栃木県にあり
ます株式会社栃木県畜産公社が運営しているとちぎ食肉センターへの距離は、約218
キロになりまして、時間につきましては、約3時間程度ということになります。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8 番（村田桂子君） 大変時間が長くなります。それに伴って運送費は、相当かさむだろうということも分かります。

また、廃用牛などは、運送によって、そのときに座り込んでしまったり、あるいは死亡しまったりということの危険性がある、その分は全くお金にならないというふうなことが言われていますけれども、そのリスクは今までよりも格段に高まるわけなんです、その際の補填の仕組みはどうですか。

議長（森本信明君） 櫻井農林課長。

農林課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

通常、運送中に亡くなる牛につきましては、ほぼ皆無と聞いております。また、議員のご質問のありました廃用牛ですけれども、いわゆる乳牛等になろうかと思えます。こちらにつきましては、町内で飼育しておりませんので、分かりません。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8 番（村田桂子君） それでは、最後に生産者への説明ですね。町長は、相当頑張って3項目はクリアしたと自信を持ってお答えになりました。先ほどの答えによりますと、広域連合が関係者と議論しながら、負担はさせないような仕組みをつくるんだということもはっきりと公言されました。とてもこの明るい希望の湧く話かなと思いますので、ぜひ生産者への説明を直にやってもらいたいと思います。

というのは、全員協議会において、それは広域連合の仕事だと、町長はちょっとお逃げになるような発言だったと私は思っているんですけど、やっぱり町民の実態を一番よく知っていらっしゃる町長、そして、生産者の方がぜひこれから先も蓼科牛を続けられるようにお力添えをお願いしたいということで、直接町長の部屋にまで来てお話をされていた。そういう生産者の気持ちに伝えるためにも、私はまず町長がきちっと説明されるのが筋だろうなど。町民もそれを望んでいると思います。先ほど広域連合でというのが、全員協議会では言われましたけれども、これについての町長のお考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず、どうして私のほうから生産者に直接この時点でしないのかということですが、私はもう前にも全員協議会の中でも申し上げた経緯がございますけれども、再三、複数回、生産者の皆さんとは直接懇談をしていますし、それぞれのご要望、あるいはこちらのほうの意向、こういったものもお伝えもしていますし、最終的な直接の話し合いの場においては、2月17日の私の臨む姿勢、その内容についてもお話しさせていただきます。

そうしますと、これからこの期間の中で生産者にある程度安心感を持っていただくそのためには、やはり一番責任を持ってもちろん負担をしていくということで、中軸

で動いていただいている、閉鎖をする、いわゆる佐久広域連合、こちらからやはり生産者に直接話をすべきです。そのときに生産者がもし意見を、質問をすれば、それに答えられる体制になりますが、私の場合ですと、あくまでもそれを確認を取ってきている段階だけですので、その当事者ではございませんので、それはこれから佐久広域連合は、JA佐久浅間との調整をしながら農家の皆さんに説明をするという話は聞いております。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 責任を持てるように広域連合にとおっしゃったんですけれども、やはり今回の蓼科牛の問題、一番最初に新聞紙上に出されてから生産者に説明があったのは、9月末ですよ。相当のブランクがあって初めて説明会が開かれたんですね。

もうあたふたと取組をして、JAは私はよくやったと思います。そうは言っても、最終的にもう3月閉場が目の前にあったときに、町長が3項目を示して、これが担保するように頑張るんだと。ね。そういうふうにおっしゃったことは、生産者に希望を抱かさせたでしょう。その結果がどうであったかは、私は町長の口からちゃんと言うべきだと思います。細かいことが詰められなかったとしても、安心感とおっしゃるなら、そこをちゃんと説明をして町民の生産者の質問に答えるべきではないですか。

ちょっと待ってください。ちょっと私ね、そこら辺は逃げている気がします。大変失礼な言い方かもしれないけれど、広域連合でそういう議題が出たら、まず先に生産者を集めて、関係者を集めて、こういう問題が出ているんだけど、どうしようかと、まず先に投げかけてほしかったってやっぱり言っているんですよ、生産者の方は。そうすりゃ、俺たちだって処理費を多少上げたりして、もっと前から経営改善について一緒に考えることだってできたんじゃないかとおっしゃっているんですよ。

途中でJAだって、ああやって経営改善が出たときに、これでいこうよってみんな希望が湧いたんですよ。ところが、負担割合が新たに、完全に赤字がそのなくなるようにしなければ無理だみたいな話が、突然もうかってきているときにね、町長が政治姿勢として、せっかくつくってくれたんだ。これでやってみようじゃないかと。1万頭にして、かなりの経営改善計画が出されたんだから、これでやろうじゃないかって町長が言えば、ほかの自治体だって、一緒に牛を出しているところだって、もっと違った対応があったかもしれないと思います。

今回の3項目についてだって、俺はこれをやるぞと、頑張るぞとおっしゃったんだから、その結果がこうだったということは、生産者に言うべきじゃないですか。何か私ね、正確なことを言うには私じゃなくて広域連合なんて、そんなことは広域連合が後でやることですよ。また、広域連合に聞きに行くでしょう。

町民は、町長と直に話をして自分たちの思いや不安を聞いてほしくて、それをどうやって解消するのかのそういうことを知りたいわけなんですよ。なぜ逃げるんでしょうか。私は、町長だったら、町長ね、町の中で立派にたくさんの票をお取りになって

当選されたわけじゃないですか。それを期待しているんですよ、みんな。この危機に及んで一緒になってこれからこうやって守っていくんだ。蓼科牛を、せっかくつくった蓼科牛をこれからも続けていくんだという、そのためにはこういう補償をやるんだということをちゃんと生産者に語って、希望が持てるようにすべきなんじゃないですか。もう一度そこをお願いします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のおっしゃることも分かります。これは、私は生産者に直接もう複数回、先ほど直接お話も聞いていますし、ご要望も聞いています。それから町の姿勢に対してのお話も聞いております。それらを全て聞く中で、私は広域連合と相對してきたつもりであります。

この時点で、私が生産者と直接話をしなさいということであれば、私は逃げているわけでも何でもありません。私は1回も逃げたことはありませんよ。そうではなくて、少なくとも生産者の皆さん方が不利益にならないように、それは地元だけで何かをやっているというような情報源では、私はまずい。そうではなくて、この時点ですよ。ここは、少なくとも閉鎖をすると決めた一番の責任者である佐久広域連合が、しっかりと生産者側に、あるいは生産者のみならず、関係の機関の皆さんにしっかりと話をすべきことである。そのときに私は当然逃げるつもりはありません。そこに同席して生産者の皆さんの意見を聞いて答えることもあってもいいですけども、ただ少なくとも、佐久広域連合としてその責任を取っていただきたい。このことをずっと申し上げてきているわけですので、これが私が申し上げたら終わりでは困るわけです。

それは、今、村田議員の中では、町長が逃げているんじゃないかというお話でありますけれども、私は一度も逃げたことはありません。少なくともあの広域連合の中に皆さん方の温度差が非常にある中で、私たちには全く関係ないのに何でこんな長い月日、年月、我々は負担してこなきゃいけないんだ。その赤字なんかとんでもないと。そういった意見が大勢を占める中で、私は矢面、ずっとこの蓼科牛の問題についてしっかりと対峙してきたつもりであります。そのことは、最終的に佐久広域連合がもう即廃止という方向に、多くのところが、ほとんどの皆さんがいた中で、今日まで引っ張ってこれたということは、私はやっぱりこういった蓼科牛のブランドを守るというみんなの思いがあるからだというふうに思います。これは立科町だけではありません。佐久広域連合管内、佐久地域の圏域の中でブランド牛を守るというのは、みんな同じ思いです。そのことの代表である佐久広域連合が責任者、連合の責任において説明をするのが、どうしていけないんでしょうか。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 広域連合の説明は当然ですが、私は、町長もすべきだということは申し上げておきます。

それで、今の答弁では、ちょっと不安の声を申し上げておきますと、距離が長くな

ること。そして処理量が増えることに対する減収補填が、担保をまだまだされてい
ないぞと。今のお話では、今年度だけなのか。それともずっとやっていただけるのか。
ずっと続けるためには、ずっとやっていただかなくちゃいけないんですね。それは誰
がやるのか。広域連合は、事務所掌から外しますからね。誰がその補填という事務を
やるのか、そこも不透明です。

それから、運ぶときは、全農が牛を運ぶんだそうです。ところが、カットされてま
た加工工場に持ってくるときは、ニチレイなどの販売会社がやるんだそうです。そう
すると、運搬費というのは両方にかかるわけですね。運ぶほう、そして枝肉として回
収するとき、両方かかる。それに対する確かな補償があるのかどうか。ニチレイさん
なんかは、恐らく加工賃が運搬費が増えた分は、生産者に上乘せされてしわ寄せされ
るんじゃないかと。その分、肉の料金が減るんですけども、そういう不安を抱えて
います。私は、そういう不安にもぜひ応えていただきたいと思うんですね。

蓼科牛を守るというのは、単にこの地域で生産され、JAの飼料を食べ、F1であ
るそれは蓼科牛の定義かもしれませんが、守るということは、それに関わる生産者が
いて、流通業者がいて、加工・販売会社がみんなまとめてやらなかったら、守るこ
とはできないですよ。今回の高騰を受けて、それが農家にしわ寄せをされれば、
生産農家が減って、結果的に処理量が減れば、販売会社が手を引くかもしれない。そ
ういう不安も持っているんですよ。それも含めて蓼科牛、それをやらなければ蓼科牛
を守るということにならないちゅうことを私はぜひ分かってもらいたいし、それに対
する手だてをきちっと求めていきたいと思えます。

説明については、町長は何か逃げているわけではないとおっしゃったので、私はぜ
ひこういう努力をしてきたんだと不安に伝えるようなことを、詳細が詰まった場合に
は当然広域連合にも行くでしょうが、当面この間頑張ってきたぞということを私は生
産者にお話しすべきではないかなということ、意見として申し上げておきます。

時間がないので、次に行きます。コロナの問題です。

長野県でも新規感染者ゼロが続く状況が生まれていますが、そうは言っても、ワク
チン接種も2月下旬から開始されました。しかし、まだまだ終息したわけではなく、
感染のおそれが続いています。

それで、今後の対策として、大きな関心事でありますワクチンのスケジュールもあ
りますけれども、ちょっともう時間がないので質問を区切らせていただきます。

コロナウイルスのPCR検査については、ぜひ医療、介護、教育、保育などのケア
労働に携わっている方を先頭に優先して、希望する町民には、ぜひ無料でPCR検査
をやってもらいたいという声が大変高まっています。

それで、ご近所のツルヤさんなんかでは、毎月全従業員にPCR検査を実施してい
るところです。それからまた、介護施設に新たに入居するときにも陰性証明が必要で
す。これが負担になっています。鼻などから取るときには3万円、唾液からの採取は

1.5万円と自己負担があります。せめて半額でも補助していただけないかと、これまた町民からのご要望もあるところです。このPCR検査の無料で実施すること。南佐久郡では、既に希望する町民に無料接種というのが予算化されているところです。町としてもぜひやっていただきたいと思いますが、これについてのご意見をお願いします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員、時間的な問題もございますが、私のほうからは、やはり今回のPCR検査の問題もそうでありますけれども、やはり一番は、これからワクチン接種、これが一番だというふうに思います。ですので、私の立場としては、この段階においては、ワクチン接種に全力で向かっていくということを申し上げて、細部にわたりますの問題については、担当課長から申し上げます。

議長（森本信明君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

厚生労働省によりますと、緊急事態宣言が発令された都道府県においては、高齢者施設等の従事者などについても、国の費用負担でPCR検査などを行っているということでございますので、もしも緊急事態宣言が発令された場合には、同様の措置が取られるものと考えます。

また、長野県では、新型コロナウイルス特別警報が発出された地域において実施する施設の自主検査費用等についての補助金制度がございます。

PCR検査を行政検査ではなく任意検査として行う場合、医療機関や介護施設であれば、その管理者や運営者が主体となって実施するものであり、検査体制のみならず、検査を実施した後についても体制を調えねばならないと考えます。町が直接運営をしていない医療機関や介護施設などについて検査を行うことは、現実的に大変難しいと考えます。

また、検査費用の助成などについては、地方創生臨時交付金を活用して実施した例が、おおむねこの3月までという期限付きで南佐久などであったというふうに聞いておりますけれども、利用者は僅かであったようです。感染拡大防止を主眼とすれば、多くの方がまた複数回検査を受ける必要があり、その費用は非常に多額になります。今後の感染防止対策としては、ワクチン接種に注力し、接種が可能になれば、スムーズに実施することにより対応したいと考えております。

また、後段の陰性証明の件ですけれども、近隣の幾つかの介護入所施設などに問合せをしましたところ、陰性証明の提出を求めてはならず、必ずしも一般化しているとは言えない状況です。いずれにしましても、陰性を証明することを主目的とする検査

費用についての助成については、考えておりません。

以上です。

議長（森本信明君） 村田議員、残り時間に留意してください。

8番（村田桂子君） はい。7分あるんですよ。はい。

まずPCR検査の南佐久は3月末までだと、それから利用者は少ないということは、承知しています。しかし、何かあったら検査ができるというようなセーフティネットですよ。その安心の保障が必要なんじゃないですかと。長野県もずっとゼロだったんだけど、また昨日は5人でしたよね。これから緊急事態宣言が解除されるようになれば、また地方に広がる可能性もあるんですよ。やっぱりこれは、セーフティネットとしてつくっておく必要があるんじゃないですかと、そのことは申し上げたいわけなんです。

金額もそんなにたくさんの額は、よそも持っていないですよ、どこでも。1%程度、人口のね。が検査を受けた場合はちゅうて実際はそんなにないわけですから、セーフティネットとしてしっかりつくる必要があるんじゃないかということをお願いします。

それから、2番目の陰性証明の一般化、町内はそうでもないかもしれないけど、すぐ隣のサンピアなんかでも、入居する場合には陰性証明を求められます。それからご近所の高齢施設なんかでは、そういうことを求められるので、やっぱりその方たちは自己負担をして証明書をつけなきゃいけないんですよ。そういう実態はぜひ知っていただきたいし、これについては、ぜひ半額でもいいから補助してほしいという住民からご意見が頂いております。これについては、時間もないので指摘をしておきます。

それから、次に行きます。町民の暮らし応援施設です。これについては、4項目ほど質問をしようと思っておりましたが、今日は、項目だけ申し上げます。国保の傷病手当金支給、これについては、事業主とか、それからフリーランスの方は対象になっていません。これは不公平だということで全国で今どんどん広がっています。県内では、伊那市、駒ヶ根市、辰野町で、事業主、独り親、フリーランスの方も、もしかかった場合には、傷病手当を支給すると、そういうことが全国商工新聞で報道されました。

例えば、上伊那の場合をちょっとご紹介しますと、事業主、1日5,000円掛ける日数分です。それから辰野町などは、一律7万円支給です。これは、どちらも3月末になっているんですが、この状況が続けば、やっぱりさらに広がる、延長する可能性もあると思います。こういうことをよそはやっていて、やっぱりこれはセーフティネットなので、そういうのがあるということが安心になると。それを利用した方が大変助かったというふうに、保健所の指導で自宅隔離となって1週間以上休むことになって、各種の給付金だけでは足りずとても不安だったんだけど、決して十分ではないけれども、本当に助かったというふうに言われています。

これも、やっぱり公平性の観点から、被用者だけが休業補償の対象になるというの
はおかしくないですかって前に私は質問をしましたよね。やっぱり公平性に欠けると
思うんです。ちゃんとどの方も税金を働いて納めていらっしやって、独り親の方でも
国保の事業主でも個々に入っていっらっしやって、独り親で事業をやっていらっしやる
わけだから、ちゃんと補填すべきではないかというふうに思います。

これについては、全国で9自治体、お見舞金は11自治体に広がっているわけなんで
すが、これについての見解、これは町長の政治姿勢として伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

傷病手当金の問題については国が進めているものでありますが、これについては、
あくまでも働く労働者の皆さん方、その企業の皆さん方を中心に行われているわけで
あります。個人の事業主にもと、あるいは個人にもというふうなお話でありますけれ
ども、これについては、傷病手当金の性質からして、私ども立科町で今それを支給と
いうことを検討はしておりません。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 大変残念なお答えでした。国保事業での国保料を納めながら、もらえる
人とももらえない人がいると。これは極めて不公平だということを申し上げ、改善につ
いて要求をしておきます。

次に国保での子供の均等割をなくすことについてです。これは、厚労省が新たな指
針を出しました。立科町、子供全員均等割を廃止して、ぜひ子育て支援をということ
を前の3月議会でも申し上げましたが、厚労省の指針を受けて、町の負担はどのぐら
いになるか、お聞かせください。

議長（森本信明君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

子供ということでございますけれども、1月1日現在、未就学児の国保加入被保険
者ということで調べましたところ、31人でございます。均等割は、1人当たり2万
7,000円でありまして、軽減等を加味しない場合、人数分の合計額は41万8,000円とな
ります。

国では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、この未就学児に係る国保保険料
等の均等割の一部を減額することについて閣議決定され、令和4年4月から施行する
方針であるということでございます。それまでの間につきましては、条例の定めると
ころにより軽減してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 3月の議会で申し上げましたが、国民健康保険と普通の健康保険は、単
に所得について一定比率がかかるものですから、約、倍の不公平があります。これに

ついて子育て支援をしなきゃいけないと言いつつ、子供が生まれたら均等割が年間2万7,000円もかかるなんていうのはおかしいじゃないかと、ここを削れということ私だけではなくて全国で言って、ようやくここまで来たかなと思っております。

時間もないので数字だけにとどめますが、昨年の3月では、町の18歳以下の子供125人全員の均等割をなくすために、337万5,000円あればできるという回答を伺っております。今回できる補正予算でも予備費が2億円超、残っております。ぜひ活用して均等割の廃止を求めたいと思います。

また、事業主なんかを助けるための飲食券、お買物券についても、ぜひ予備費対応で、一日も早く活用していただいて、町の活性化に寄与していただきたいということは、申し上げて私の質問を終わります。ほかの質問は、また次に回します。ごめんなさい。

議長（森本信明君） これで、8番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時5分からです。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時05分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、1番、今井健児君の発言を許します。

- 件名は
1. 子育て支援策のさらなる充実について
 2. 自治体専用アプリ「タテナプリ」を導入されてはどうか。
 3. 防犯灯（街灯）についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

1番（今井健児君） 1番、今井健児。通告に従い、質問いたします。

まず1つ目ですけれども、子育て支援策のさらなる充実についてお聞きします。

当町にも様々な子育て支援策があります。きめ細やかな観点、これは町長の重点指針の中にある部分になるんですけれども、公約にもあったかなと思います。今後もさらなる施策のほうを期待したいんですけれども、まず町長としてお考えがあるか、お聞きします。

議長（森本信明君） 両角町長、登壇の上、答弁願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

きめ細やかな子育て支援は、私の重点指針に基づく主要施策であります。これまで

令和元年度には、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境づくりのため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和2年度には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することを目的に、子育て世代包括支援センター事業として関係機関の連携をより深めたところでございます。

また、まちづくり創生会議の移住定住促進部会において、子育て支援の観点からも検討をお願いしているところであり、議員にご提案いただくことの内容も、今後、この後あるかも分かりませんが、それらについても参考にさせていただきながら、これからきめ細やかな子育て支援の充実につなげてまいりたいというふうに考えております。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今、町長答弁で、先に今後も参考にしていきたいというのが、もう、一つの答えなのかなというふうに思っているんですけども、今回提案という形で、具体的に分かりやすくちょっと話を進めていきたいんですけども、まずゼロ歳児からの子育て応援事業として提案するものです。

町長のほうには、既に通告のほうで課長のほうから目のほうは通してもらっているかと思います。全国子育てランキングというのがあります。第9位に輝いております厚木市、こちらの支援策のほうを当町に反映させてはということでもあります。

支援内容を少し申し上げますと、対象児童、これが第1子、第2子と期間12か月——1年間なんですけど、おむつ、お尻拭き、こちらのほうを厚木市のほうでは、金額にすると4,500円、こちら点数という形で10円につき1点という形で450点、こういった分に対しては自己負担という形で支援を行っている。さらにお届けもするというような手厚い支援になっているんですけども、これをそのままというわけにはいかないかと思うんですけども、この当町に落とし込んだ形で、日常の子育て、助成制度とかはあるんですけども、こういった期間を設けた上で長く支援のほうの生活の下支えをするというサービス、これがないのかなというところで、育児環境この向上を図る目的として、またやはり今、移住という形で話がありましたけれども、大事なのは、もう一つ定住という形も非常に大事かなと。外から受け入れるほかに、今住んでいる方、また結婚されて、住環境ですね。によっては、外に出られる方もいらっしゃるのかなと。そういった方にこういったもうスタートから、しっかりした子育ての手厚い政策があると非常によいのかなと思っております。

町長にちょっとこれをお聞きするんですけども、こういった子育て世代に対して、町長としてももちろん創生会議があります。そちらのほうで検討のほうをして——提言のほうを頂いた上で、またそこで検討をして政策として生かしていくという方法があるかと思うんですけども、町長としてこういった世代にスポットを当てた支援ということをお考えであるか、お聞きします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、私もそのきめ細やかな子育て支援というのは、どういものが一番有効なんだろうということを日頃から考えております。確かに国や県の事業等もありますけれども、立科町独自として何ができるのかなという中では、やはり今非常にこのいわゆる子供たちの出生から始まりまして、今、人口がどんどん減っております。

これに対してできることというのは、やはり日々の子供たちの生活する中に、いわゆるきめ細やかな相談だとか、見守りだとか、いろいろありますけれども、後はやはりそこについて回る形式的な部分ですね。こういったようなものも、どこのところまでということがありますけれども、やはり今議員おっしゃったゼロ歳から3歳児未満というふうなこの厚木市の例もありますけれども、これがそっくりどうのこうのということはないですが、少なくともこれから子供たちがしっかりと成長していく。もう一つは、子供だけじゃなくて、やはり母親が非常に日々そういった子育てに対して非常に悩んでいる。こういったところもしっかりと支援をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っていますので、やはり親の面と、それから子供たちの面、子供の面、これらをできれば、これからある意味立科町としての子育て支援の一つの目玉にできればいいなということで、まだこの事業というふうに決まったわけではありませんけれども、そのことを私は今、検討をしております。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今、母親のほうにというところもあつたんですけれども、私のほうからも町長にぜひこの事業を実際に、今想像できるかと思うんですが、1日取りに来るとします。役場に取りに来る。それも1日ですと、当然お母さんのご都合もありますので、二、三日という期間でやつたとします。そうした中、受け取り場所は町民課にします。町民課に取りに来ます。これは役場が開いている時間の中なんですけど、お母さんが実際にそこに取りに来る。お母さんだけではないかも分からないんですが、取りに行きます。町民課の職員の皆さんが対応します。こういったやり取りがとても大事なのかなと。

こういう機会は、健診とかそういったときにしかなかなか触れる機会がない。行政手続のときも触れるんですが、直接こういう子育てという一つのワードで職員と町民の方がこう接触する。この機会の創出というのが非常に大事なのかなと思っています。わざわざ機会を設けるのではなく、こういった支援策の中で出会って、またそのときに私が町民課の職員であれば、お変わりないですかと、ちょっとそのときに、対応のときに相談だったりとか、健康状態とかそういったものをやっぱり会話をするかなというふうに思います。

そうした中で出てくる新しい問題だったり、課題等いろいろあるかと思うんですが、一番はやっぱりそれを期間通していくことで関係性が非常に変わってくるか

などと思います。それは今後の町に対するお母さんのやっぱり関わり方もきっと変わってくるのかなと。非常に役場との距離も近くなると。そういった意味で、またより相談しやすい、足を運びやすい、そういったものが副産物として生まれるのかなというふうに考えております。

これは、本当先ほどの町長の言ったとおり、私が提案した一参考になるこれは提案です。ただ一つです。よりよいものをもっとあれば、もちろんそれを考えていただきたいですし、非常に熟考していただきたい。

経費としては、年間50人生まるとします。では、立科町でこれを3,000円という価格にするとすれば、15万円です。月15万円。年間でちょっとすみません、計算できませんが、すみません。そんなに大きな費用は出ません。もちろん人件費、体制づくりといった意味ではもっとかかってくるものがいろいろあるんですけども、立科町に落とし込んで、先ほど町長も言った町独自の政策として、これで議会の議決を経れば、令和3年度の予算編成がスタートするわけですが、これが令和4年度の予算の中に参考として入ってくるものがあるか。これはまた1年を通して、ぜひ町長も1年を通してイメージを湧かせながら、こういった形で支援できるかということをご検討していただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、すみません、見直しのことなんですけど、これも通告のほうに町長には出しているかと思いますが、現在チャイルドシート購入の際の助成というものがあります。これは1万円ですね。現在対象年齢の話になるんですけども、いつら分らないんですけど、4歳に満たずとも長く使えるタイプがあります。現在。種類もベビーシート、これが1歳頃までまずあります。制度の中の対象年齢なんですけれども、ゼロ歳以上4歳未満、まずこれが1区切りで、4歳以上から就学前、いわゆる保育園の間だと思うんですけども、この2つにこの年齢制限で分かれています。

これは、2回助成しますよということになるかと思うんですけども、実はこの4歳以上就学前という前です。前の時点で既に2回目の購入ということが現実にあるというのがあります。この区切りが、かえって今にそぐわないのかなと。この部分なんですけれども、大きく分けてベビーシート、これが生まれてから1歳半頃まで、チャイルドシートというのがあります。これは1歳から4歳。これジュニアシートというのは、3歳から11歳。このジュニアシートを買うとなると、4歳に満たない、その前ですね。これは、町としても何か理由があればいいんですけども、現実、これ実際町もやっぱりそういった子育ての一つの支援事業として、これを利用してもらって喜んでもらいたいというところがあるかと思いますが。ただ実際そうでないという、どちらも喜ばない結果が生まれていたりするのかなと思います。これは、回数での助成だったりとか、少しちょっと事業の見直しを思うんですけども、これは、町民課長、お願いします。

議長（森本信明君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

チャイルドシート購入費補助事業については、平成11年に道路交通法が改正され、チャイルドシート着用が義務化されたことに伴い、多くの自治体で実施されてきました。近年は、導入促進の目的が達成できたとして、多くの自治体で補助金制度は廃止されております。長野県下でも、平成14年には、120市町村中83市町村、69%余が実施していましたが、令和2年では、77市町村中18町村、23%の実施にとどまっています。

チャイルドシートの着用率についても、とりわけ佐久地域は高く、令和2年の調査では99%以上となっています。このような情勢とご提案の趣旨を踏まえ、検討していきたいと存じます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 次の質問に移ります。（2）ですね。立科温泉「権現の湯」の子供の料金の撤廃について、こちらをお聞きしたいと思います。

私は、議員になって2年、間もなくたつわけですがけれども、権現亭、食堂の券で1回、また落ち込む入館者数のことについてと、今回で3回目の一般質問になるかと思えます。私も公約の一つに権現山の環境整備というのがあります。非常にこの権現の湯が非常に重要なスポットとして、一般質問でも町長とも理解を一緒にしたかと思うんですけども、これの子供料金についてなんです、平成31年に大規模改修を経てリニューアルオープンをしました。3月で今月で3年目を迎えるわけなんですけれども、台風、また今も引き続き猛威を振るっている新型コロナウイルス感染拡大による、これ休館です。そして外出、これを自粛する生活への集客の減と、様々な要因が続き、リニューアル後から振るわない運営が今日まで来ているかと思えます。

今回は、この大題目の子育て支援というところからなんですけれども、実際、今、大人500円で、子供料金とこれにあるんですが、これ小学生が200円です。私が言いたいの、まずこの小学生はもちろんなんです、これ大人は中学生以上ということなんです、ここですね。中学生を除いて、小学生、中学生の実質無料ですね。のほうを提案するものです。

お父さん、お母さん、いわゆる小学生、中学生は、まだ自分で温泉施設に自ら行かないかと思えます。当然これは親と一緒にいくことになるかと思うんですが、この温泉に行くか行かないかという判断をするときに、これは当然子供が行きたいといったときに、親がその最終的な決定をするんですが、仮に2子いたとします。小学生と中学生でいた場合になりますけれども、お父さん、お母さんで1,000円で、小学生で今200円で、中学校の息子で500円、1,700円これはかかるわけです。

これは、もともとこの権現の湯というところなんです、福祉の側面があり、安ら

ぎと触れ合いという町民の場であるというところを考えたときに、やはり二の足を踏んでなかなか行けない家族の皆さんもいるのではないかと。これは潜在的利用者なのかなというふうに思っているんですが、これはまた後で話しますが、金額的に相当な負担になる。これでももちろん食事もするとなると、一大イベントにもなるのかなというふうに考えております。気軽に足を運べるといえば、そうではないのかなと。先ほど言いました町民の安らぎの触れ合いの場としてあるわけなんですけど、入館者が減り続けている現状、改めてより多くやはり間口は広げてもいいのかなというふうに思うんですが、ここのご意見ですけれども、お伺いしたいんですが、これは企画課長でよろしいですか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

権現の湯の現在の使用料は、平成30年9月に、立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の条例改正を行い、大規模改修後の平成31年3月のリニューアルオープンに併せ、料金改定をしたものであります。

この改定は、主に中学生以上の大人1回券を周辺日帰り温泉施設に併せ、400円から500円に改め、それに伴い各回数券の使用料も改定しました。しかし、小学生の子供使用料200円は、周辺施設の価格にも300円、200円と違いがあり、また引上げ効果も少ないことから据え置きました。そのため、子供1回券200円は、周辺施設の中で一番低い価格となっております。そして、前回の料金改定以降、経営的な目標として、当初の建設費や改修費などによる費用の改修を除外した営業収益の黒字化を目指しております。

町内の小中学生のみ無料化し、その分の金額を子育て支援の施策として扱う方法もございですが、権現の湯事業は、町民福祉の側面を有しているとはいえ、全ての町民が受け取らなければならない必須の行政サービスではなく、選択的なサービスであるため、子育て支援としての予算であれば、多くの子育て世帯に等しく恩恵がある施策のほうがよいと考えます。このことから、小中学生の権現の湯無料化は、現状では難しいと考えますが、先ほど議員さんおっしゃりました入館者数の増加に向けた取組は、今後も努めてまいります。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 町長にぜひまた今年度——来年度ですか、春からスタートして1年間、またこの温泉館をぜひ見守っていただきたいんですが、この小学生の部分なんですが、これ、実質総入館者数の0.3%にしか過ぎません。そして、今課長がおっしゃられた改定の資料を私も頂いたんですが、この改定の資料をよく熟考していただいた結果ではあるんですが、子供料金を含んだ計算でやっていません。つまりそこは全然気になされなかったのか、計算に入れなかった理由があるのか分からないんですが、そういった計算に入れる範囲ではないという判断であれば、逆に入館料を取る必要もないと

いう判断もできなくもないのかなというふうに思います。

また、課長、またこれを検討を頂きたいのは、大人料金の中に中学生も入っているのです、正確なデータがやっぱり取れないというのが非常に残念だと思っています。苦勞になるのかあれなんです、例えば券売機、これは中学生という一つのボタンでデータを取る形ができるのかできないのか、これはお任せしますが、とにかくその正確なデータがないので、どうしても説得力に欠けてしまうと。こういった部分が非常に悔しい。

今後、またこの入館者数が落ちていくときに、果たして今、温泉館の中だけのイベントで、集客を盛り返せるのかという部分があります。これは、行政がいろいろ本当少してこ入れをしないと、どうにもならない状況も来るのかなと。これは、町長、ぜひ見守って、今後の動向も含めて見守っていただけたらと思います。

(3)の質問に移りたいと思います。インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成についてです。

コロナ禍で、なぜインフルエンザなのかというところなんです、これも子育て世代のお母様から声を頂いている中、今回提案させていただくんですけれども、通告書のほうに町長も目を通していただいたかと思うので、簡潔に言えば、隣町がこれ助成をやっています。これ全国平均で医療機関、これ1本3,500円前後します。大題目にもあるとおり、子育て支援、やっぱり負担を軽減させてあげたいという目的で提案しております。

重症化にならないとか、そういった部分では、ここに助成を充てるかどうかというのは、昨年検討されたというようなお話も聞きましたけれども、そのときに私が思ったのは、実際今、これ年齢も、データを取る年齢もあるかと思いますが、学童の児童の子で、インフルエンザのワクチンの予防接種に行っている人数というのは、実際に何人なのだろうか。これも事前にもう町民課長とお話をして、そのデータはないという。ただ、その去年の検討のときに、なぜそういったデータがやっぱり必要で、こうだから助成はやめようと、そういうような流れになるほうが一つ筋なのかなと。そういった意味では、一度調査をしていただいたほうがいいのかと思いますけれども、それも含めて町民課長にお伺いします。

議長（森本信明君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

インフルエンザのワクチン予防接種については、町では予防接種法に基づく高齢者等への定期予防接種として、町内に医療機関及び長野県医師会に委託し、個人負担1,000円以外の費用を町で負担をしています。対象者は、65歳以上及び60歳から65歳未満で一定の疾患等のある方、それ以外の方は任意接種ということになっております。

インフルエンザワクチンの効果につきましては、ワクチン株と流行株が合致していることが重要であるとされておりまして、比較的高齢者には予防効果が高く、若年層

には効果が低いとされております。

先ほどお尋ねのありました子供のワクチン接種の実態といたしますのは、こちらで把握はしておりませんが、町内の2医療機関に聞き取りをいたしましたところ、小中学生と思われる子供については、年間200人ぐらい打っていると。その2医療機関に限って言えばということでした。

任意接種の費用助成につきましては、県下でも複数の自治体で実施をしておりますが、今季のみ新型コロナウイルスの拡大を受けて、医療機関の逼迫を避けるために主に子供を対象として実施した自治体もございます。9月に厚労省から今季のインフルエンザワクチンの接種について優先順位が示されましたが、高齢者や医療従事者のほか、子供に関しては、乳幼児から小学校2年生までの低学年というものでありまして、それ以上の児童は含まれておりませんでした。

今季のインフルエンザの感染について、保健所のまとめでは、佐久管内ではゼロ人、県下でも1桁であります。新型コロナウイルスの感染防止対策が功を奏したものであるというふうに考えられております。

当町でも子供へのインフルエンザワクチンの接種助成は検討をいたしました。重症化の懸念が低い子供を含めた若年層よりも、重症化が特に懸念される高齢者等、定期接種対象者へのワクチンを確保することを優先と考え、子供への接種助成については見送った経緯がございます。

ただいまの議員のご提案については、また違った観点からのご意見であるというふうに思われますので、貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 町外の医療機関も含めれば、もう少し数字が上がるかと思っております。任意とはいえ、やはり2子も3子も家庭のご家族様にとっては、より負担がかかる部分かなと思っております。ただ、かといって、やっぱり健康に健やかな成長を願えば、やはりワクチンを打つという選択になるということになります。もちろん本人以外の周りにもこれ非常に影響を与えるわけです。これはお母さんにかかれば、また仕事も行けないとかいろんな様々な影響から見て、ぜひともまた検討のほうをしていただけたらというふうに思っております。

続きまして、大題目の2番、自治体専用アプリ「タテシナプリ」を導入されてはどうかの質問に移りたいと思っております。

初めになんですけれども、このタテシナプリというものは、実際ありませんので、ご了承ください。

アプリなんですけれども、スピーディーな情報発信、行政サービスの充実、観光振興、問題解決と、さらなる発展を目指し、専用アプリ「タテシナプリ」をつくり、町民はもちろん、この町を利用される様々な方々との距離を縮めてはどうかという質問

です。

これも通告書のほうに町長は見ていただいたかと思うんですけども、まず総務省ですね。令和元年度通信利用動向調査というものがあります。これによりますと、スマートフォンの保有状況、これが83.4%、これは全国なんですけれども、情報通信機器、全般ということになるかと思います。保有状況96.1と。普及率が格段に上がってきているというのが、これは周知のとおりかと思います。

町長、今現在のこの立科町の発信方法というのは、効果的であるとお考えになっておられるでしょうか。本当、今後望む、望まないにかかわらず情報発信の方法が変わってきます。今現在も変わっています。

スマートフォンの普及に伴ってなんですけれども、一番の違いといえば、利用者が情報を取りに行くという流れからなんですけど、情報を受け取ってもらうというこのところがすごく大きいかなと思います。今、実際この町、立科町ではない情報の受け取り方、これになってくるということになります。

広報という観点からも、非常に今後これから住民サービスの質の向上というところでは、間違いなく必要になってくるかなと私は思っているんですけども、必要なときに、必要な場所で、必要な情報を得る。これは一番は実体験で語らせていただきたいんですけども、一番はやっぱり分かりやすいのは災害ですか、台風19号、東日本台風のときに、まず芦田川は決壊しました。この情報も全然来ませんでした。これは、間違いなくアプリでは解決できます。

そして、給水ですね。一時断水あって給水もありました。こういったサービスも、私の後輩も私が行って初めて給水があるということを知ったりと、非常に情報をもたらしている人とそうでない人の差が出るんですけども、これも解決できるのではないのかなと。一番は、住民、町民の皆様が安心するということが大きいのではないかなとっております。どこで情報がスピーディーにもらえるかということ、いち早く情報を手に入れて、それが芦田川が決壊したという恐ろしい事象でも、そういうことが起きているということを知ると、そこに安心感を覚えると思います。

また、町外へ出て仕事をされていたとします。そういった方が、今、立科町はどうなっているのか、これをいち早く知りたい。そういったものもこのアプリなら、情報を取りに行くんじゃなく、受け取ってもらえる、発信できる、そういった形ができるというのは非常に大きいと思っております。これが一番他の自治体でも、実際にもうアプリを導入しているところなんかも数えきれないぐらい正直あります。ただ、それも様々です。費用も違えば、その会社でやっている一つのテンプレート、フォーマットにのっとったものもあれば、柔軟にやっているものも様々なんですけれども、非常に重要だと。

昨年ですけど、P a y P a yと立科町がタッグを組んでキャンペーンをやりました。立科町を応援しようキャンペーンというのかと思います。これも使い慣れていなかった

たスマートフォン操作を推進したというふうなことも考えられるかなと思っております。なかなか触らず嫌いな方も結構いらっしゃって、やっぱり使い慣れてくると、そういった機会を創出することで、どんどん触れる機会をつくることで、こういったデジタル、これからどんどん時代がスピーディーに変わっていく中で、なるべくそういった時代に、これは当然町民の皆様とかの自由にはなるんですけども、サービスが受けれるんです、これ。やっぱりそういったものを使えるということがサービスを受け取ることができる。

これを便利であるというところで、便利だけれども、私は苦手だからいいわというのではなく、こういった町の政策、施策をもって触れる機会ですね。そのサービスを享受できるような、いわゆる導くというんですかね。そういったことも一つ大きいのかなと思っております。

役場も春から新体制ということで企画情報係というものを設けられるということがあります。今後よりよい行政サービスを私は期待したいんですけども、新体制になったからといって十二分ではないかと思えます。とても今現在も職員の皆様はお忙しい中です。こういった提案がまたひとつ負担になるのも一つかなと思うんですけども、ぜひ町長、これをまず1コンテンツ、防災でも構いません。

これ、すみません、観光課長にも。聞いていらっしゃいますか、観光課長。ぜひこれ観光にも非常に有効だと思っています。これは観光協会からでも構わないんですが、ぜひこれ、今ちょうどスキー客がいますが、これはまた地元に戻ったときに、これ次にスキーに行こうというふうに考えるわけですが、まずそのゲレンデの情報を把握するというのは、これもアプリですぐその日のうちのゲレンデの状況も分かるわけです。これは一例ですけども、これをぜひ観光のほう、こちらにも有効に使えるので、観光課長にもこれをぜひ検討を頂きたいわけですが。

町長、今、まちづくり創生会議というものがありますので、ぜひ検討会議またはまちづくり創生会議で、ぜひこの議題を取り上げていただきたいんですけども、このお考えをお伺いします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 質問にお答えをさせていただきます。

現在、ホームページをスマートフォン等でも閲覧できるように設定しており、FMとうみのアプリによる文字情報の発信や、あるいは2年2月からツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用した情報発信も現在始めております。また、新たな情報発信手段も必要とは捉えますけれども、まずは現在ある情報発信手段を有効に活用して、情報量も充実させていきたいということをもまず第一に私は考えております。

特にホームページは、今後求める情報が見つかりやすく、情報が浸透しやすい工夫などをして、町民や町外者に発信していくよう努めてまいります。

そして、新たな情報発信については、議員ご提案の自治体専用アプリ、これももちろん含めてこれから立科町の、今議員おっしゃったように、災害、あるいは立科町は観光の町という中もございますけれども、そういった中で情報通信の技術の進歩、社会の流れ等、当然これにも注目しながら、もう一つは、どういったのが今行われているのかというようなことも含めて、他市町村等のも参考にしながら、スピーディーで効果的な情報発信ができるようにこれからも研究をしてまいりたいというふうに思っております。ご提案をありがとうございます。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） ぜひ検討を頂きたいところです。必要なときに、必要な場所で、必要な情報を得られると、もうこれでしかありませんので、検討を頂きたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。最後ですけれども、防犯灯についてを質問いたします。町の防犯灯について、安全確保の観点から見て規則性や基準が見えてこないが、現状の見解を問うです。

これも子育てのお母様からなんですが、帰り道が暗くて心配だわというお声を頂いております。私も改めてここまで車社会になると、なかなかもう夜ゆっくり歩いてなんていうことは、ウォーキングされたり散歩されている方は、その景色を分かっているかと思うんですが、車でライトして走っていたら、防犯灯なんて全くそんなに気にならないです。

私も改めてこの町の暗くなる時間帯からですけれども、走って確認をしました。もう一番目視が結局説得力があるのかなというところなんですが、そうしたときに感覚もまちまちだったです。もちろん危険箇所だったりとか、いずれにしる理由があるかと思うんですけれども、歩道の反対側についていて、歩道側にはライトがない、そういったところもありましたり、実際これどういうふうになっているのかなというところが一つです。（1）の町の防犯灯の現状についてということで、町長にお聞きします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

防犯灯は、夜間における歩行者の安全確保や犯罪の発生防止を図るために、昭和36年に防犯灯等整備対策要綱が閣議決定され、その後、防犯灯の設置が急速に進んできたことは、議員もご承知のとおりというふうに思いますけれども、当町におきましても、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地区防犯灯の設置

につきましては、区や部落のご理解の下に、必要な場所に設置がされていると私は認識をしております。

詳細につきましては、担当課長より、この後答弁をさせます。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、町の防犯灯の現状について答弁させていただきます。

町では、平成22年度から24年度までの3年間に、当時の既存防犯灯1,496か所をLED化とし、現在に至っております。毎年、各地区から新規設置要望を取りまとめをしておりますが、その際に設置基準をお示しをして、現場確認等実態調査により必要な箇所に設置をしている状況でございます。

一斉にLED化した後の新設の箇所数は、平成25年度から令和元年度まで、この7年間で58か所ございまして、現在の総数は1,554か所となっております。

また、防犯灯に係る電気料金につきましては、小中学校指定通学路上の防犯灯は、町が全額負担することとなっておりますが、通学路上であっても、区や部落等の自治会で独自に設置及び管理している場合には、設置者または管理者が全額負担することになっております。

指定通学路以外の防犯灯につきましては、区または部落が全額、先ほど申し上げましたように負担することになっておりますけれども、町では、予算の範囲内でその補助を行っている状況でございます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 町長答弁で、まず区や部落がやっている、しっかりやってくれているという認識。そして、今も総務課長のほうから頂いたんですが、聞き漏らしたか分からないんですが、（2）に通じるので、次の質問に移りますけれども、通学路、夜間の安全確保の基準はあるのかというところです。また、下校の時間帯や夜間巡回、定期的な目視による点検というのをやっているのか。併せてお聞きします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

基本、通学路、夜間の安全確保の基準というものはございません。ただ、通学路におきましては、この防犯灯、これは町の設置基準に基づいて設置をして、通学路においても設置をしてございます。

ただ、この防犯灯の設置基準では、町の基準では住宅が集合する地域でありますとか、あと100メートルぐらいの間隔があるですとか、そういったものもあるわけですが、通学路につきましては、民家がなく周辺に照明がない場所においても、適宜防犯灯を設置している状況でございます。

基本、防犯灯が点灯していない場合につきましては、各地区のほうから連絡を頂き、町で交換等の対応をすることとしておりますので、特に町による定期的な巡回点検を

行っておりませんが、常時は職員からも気づいた場合は連絡があります。また、地区によっては、育成会やPTAなどで点検を行っているところもあるというふうにお聞きをしております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今の次長の答弁からも、頂いた答弁もまとめますと、今、防犯灯が設置されている形が、これからのご要望だったりとかというのも特になく、ある種完成された形なのかということになるんですが、実際、歩いてみると非常に暗くて危ないところがあります。多々あります。

そういった部分で、帰り道ですね。子供たちが帰る道に関してですけれども、光がずっと続いていくということは、どこの町にもないんですけれども、ある種これやっぱり防犯という側面も考えて、その指定された通学路には、もう少ししっかりした設置をしたほうがいいのかと思います。

その理由なんですけれども、今、車の送り迎えというのも非常に目立つんですが、まずベースとして、安全に帰れるような形になっているのかと。そうでなくて危ないから送り迎えが生まれてきているのかと。これちょっとよく分からないところだとは思いますが、行政としてももちろん区からも、もう区にある種任せている部分というのはもちろん理解はできるんですけれども、平成23年度から3か年かけてLED化した。整備したと。これで10年がもうすぐたつかと思えます。改めて今、公共施設もLED化になっているかといったら、なっていないかと思うんです。

また、これから予算ももちろんかかってくるかと思うので、今後ぜひ検討していただきたいのは、そういった整備をいま一度、もう一度町側からしっかり行ったほうがいいのかと。実際これ暗くて嫌だわと思っている町民の方がいても、これすぐ区長に話が行くのかなというのも思うんです。やっぱり声なき声というか、心に思っていて、とりわけ言うことでもないという判断をしている方もいらっしゃるのかなと。ここは、行政のほうで逆にそこを酌んで、行政側からいま一度区のほうにしっかり大丈夫ですかという形で、事業をいま一度行ったほうがいいのかというふうにするわけでありまして。

これが、（3）の安全確保、防犯、CO₂削減の観点から新規設置を視野に入れた調査を行ってはどうか。まず調査でも構わないかと思えます。この辺、防犯灯のまとめについて、町長にお聞きします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず調査の観点から、まず申し上げますと、現在まで地域の要望等を踏まえて、既にLED化、1,554か所というのを先ほど担当課長のほうから申し上げたかと思えますけれども、設置をされていることもございます。

またまた新たに、新たなその住宅建設、また道路環境、それから生活環境の変化、これらもありますので、毎年度各地区からの要望等に対応している状況であります。調査はこれからも行っていくという、現時点で町で直接というのは考えておりませんが、今議員がおっしゃったように、確かに町内の中にやはり非常に暗い危険だというふうなところも見受けられるということもありますので、改めて町側としても調査をさせていただく中で、地元ともタイアップしてこれは調査をさせていただくということになるかと思えます。

ただ、一番は、今まで区、部落の皆さんにしっかりお願いをしてきている経過もありますので、そちらのほうを窓口といいますか、お話をする中で一緒に進めたほうがいいかなということも考えられるかというふうに思えます。

議長（森本信明君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 全体のまとめに入らせていただきたいんですけども、今日提案した内容なんですけど、分かりやすさというのが一つです。町民の皆様、行政の皆様ですね。様々な施策を講じて、私もこの立場になっていろいろ知ることが多いです。そうは言っても町民の皆様の視点に一度立ってみると、やっぱり目に見えた形で何か町が変わっていないと、なかなかこう伝わらない部分がやっぱりあるかなと思えます。

そういった意味では、私が今日提案したものは、全部こうもう分かりやすい部分であります。そればかりでは当然いけないかと思いますが、ぜひ町民目線のほうに立った中で、また令和3年度を町長、ぜひ町民の目線に立ったそういった中でいろいろ熟考していただきたいと思えます。

職員の皆さんもお忙しいところではあるかと思えますが、ぜひともこの1年間でしっかり見ていって、もうすぐすぐというわけではなく、しっかり固めていただいて検討を頂いた中で生かしていただけたらと思うわけでありますので、検討を頂きたいというふうに思えます。

以上で、1番、今井健児の一般質問を終わりにします。

議長（森本信明君） これで、1番、今井健児君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時50分 散会）